

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

| 府 省 名        |          | 文部科学省                                    |  |     |            |                |  |   |
|--------------|----------|--|--|-----|------------|----------------|--|---|
| 法人名          | 類型名(区分)  | 事務・事業名                                   | 事務・事業の見直しに係る具体的措置  |     |            |                | 組織の見直しに係る具体的措置   |   |
|              |          |  | 廃止   | 民営化 | 官民競争入札等の適用 | 他法人等への移管・一体的実施 |  | その他   |
| 日本スポーツ振興センター | 助成事業等執行型 | スポーツ振興のための助成業務                           |  |     |            |                | 効率的・効果的な助成業務の実施<br>事業実施の透明性確保、情報公開の推進  | 人件費・一般管理費削減の取組の推進<br><br>IT化の推進、外部委託の推進など、より一層の業務の効率化の推進<br><br>JISSとNTCの組織の一体化と体制の整備 |
|              | 助成事業等執行型 | スポーツ振興投票業務                               |  |     |            |                | くじの売上回復及び経費削減により、繰越欠損金を早期に解消し、財務内容の改善を図る。  |   |
|              | 助成事業等執行型 | 災害共済給付業務・学校安全普及業務、食に関する普及充実業務・衛生管理に関する業務 | 学校安全普及業務、食に関する普及充実業務・衛生管理に関する業務<br>学校安全研究推進事業の廃止<br>学校安全優良校の表彰の廃止<br>学校安全研究大会の廃止<br>心肺蘇生法実技講習会の廃止<br>学校給食における学校・家庭・地域連携事業の廃止<br>ごはんを中心とする食生活促進事業の廃止<br>学校給食における食品検査強化のための検査機器貸与事業の廃止 |     |            |                | 災害共済給付オンライン請求システムの利用促進<br>学校安全普及事業、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務は、災害共済給付事業が関連する事業に重点化                     |   |
|              | 研究開発型    | 国際競技力向上のための研究・支援業務                       |  |     |            |                | 競技力向上のための研究事業の強化<br>JISSとNTCの管理運営部門の一体的な組織運営<br>JISSとNTCの密接な連携による効果的な研究・支援業務の実施<br>NTCについて命名権導入を検討 |   |
|              | 資産債務型    | スポーツ施設の運営・提供等に関する業務                      |  |     |            |                | 国立競技場の管理運営業務の効率的な実施<br>施設利用料の見直し、文化的行事への利用拡大及び園地の活用による自己収入の増加                                      |   |

## 独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

| 法人名   | 日本スポーツ振興センター  | 府省名   | 文部科学省  |             |             |
|---|---|---|--------|-------------|-------------|
| 沿革  | 昭和30年10月 日本学校給食会設立<br>昭和33年 4月 国立競技場設立<br>昭和35年 3月 日本学校安全会設立<br>昭和57年 7月 日本学校健康会設立(行政改革の一環として、日本学校給食会と日本学校安全会が統合)<br>昭和61年 3月 日本体育・学校健康センター設立(臨時行政調査会第5次答申に基づき、日本学校健康会と国立競技場が統合)<br>平成 2年12月 スポーツ振興基金部を設置<br>平成11年 4月 スポーツ振興投票部を設置<br>平成13年 4月 国立スポーツ科学センターを設置<br>平成15年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター設立(特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本体育・学校健康センターから移行) |   |        |             |             |
| 役職員数(監事を除く。)及び職員数<br>(平成19年1月1日現在)            |   | 役員数   |        |             | 職員数(実員)     |
|   |   | 法定数   | 常勤(実員) | 非常勤(実員)     |             |
|   |   | 5人  | 5人     | 0人          | 348人        |
| 国からの財政<br>支出額の推移<br>(17~20年<br>度)<br>(単位:百万円) | 年度  | 平成17年度  | 平成18年度 | 平成19年度      | 平成20年度(要求)  |
|   | 一般会計  | 8,216   | 7,903  | 7,939       | 13,786      |
|   | 特別会計  | -   | -      | -           | -           |
|   | 計   | 8,216   | 7,903  | 7,939       | 13,786      |
|   | うち運営費交付金  | 5,023   | 4,782  | 5,375       | 7,304       |
|   | うち施設整備費等補助金   | 618   | 557    | 0           | 3,919       |
|   |   | 2,575   | 2,564  | 2,564       | 2,563       |
| 支出予算額の推移(17~20年度)<br>(単位:百万円)                 |   | 平成17年度  | 平成18年度 | 平成19年度      | 平成20年度(要求)  |
|   |   | 47,013  | 56,312 | 52,199      | 63,476      |
| 利益剰余金(又は繰越欠損金の推移)<br>(17・18年度)                |   | 平成17年度  |        | 平成18年度      |             |
|   |   | 22,910  |        | 19,699      |             |
| 発生要因  |   | スポーツ振興くじの売上が低かったため、スポーツ振興くじ売上金から払戻金及び運営費を差引いた不足額が欠損金となった。                                       |        |             |             |
| 見直し案  |   | 売上回復及び経費削減を図り、欠損金の解消に努める。なお、平成19年度は、8月時点で既に目標を超える売上をほぼ達成する見込みであり、計画額以上の欠損金解消(債務の一部繰上返済)を予定している。 |        |             |             |
| 運営費交付金債務残高(17・18年度)<br>(単位:百万円)               |   | 平成17年度  |        | 平成18年度      |             |
|   |   | 397   |        | 687         |             |
| 行政サービス実施コストの推移(17~20年度)<br>(単位:百万円)           |   | 平成17年度  | 平成18年度 | 平成19年度(見込み) | 平成20年度(見込み) |
|   |   | 25,761  | 9,242  | 12,198      | 13,604      |

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)

行政サービス実施コストは、人件費及び一般管理費の削減(2%、80百万円)、並びに事業費の削減(1%、33百万円)、さらに、自己収入の増(0.5%、14百万円)による改善を目指している。  
 また、事務・事業の見直しに係る事業の廃止により、以下の行政サービス実施コストが改善される見込みである。  
 「学校安全普及業務」 学校安全研究推進事業(7百万円)、 学校安全優良校の表彰(2百万円)、 学校安全研究大会(3百万円)、 心肺蘇生法実技講習会(6百万円)  
 「食に関する普及充実業務・衛生管理に関する業務」 学校給食における学校・家庭・地域連携事業(19百万円)、 ごはんを中心とする食生活促進事業(17百万円)、 学校給食における食品検査強化のための検査機器貸与事業(6百万円)

一般管理費等の節減  
 一般管理費及び人件費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で13%以上の効率化を図る。

| 区分     | 目標値 | 平成18年度実績 |
|--------|-----|----------|
| 一般管理費等 | 13% | 21.1%    |

総人件費改革への取組  
 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費については、平成22年度において、平成17年度に比較して、5%以上削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇を抑制した給与構造の改革、地域における給与水準との均衡を考慮するなど、役職員の給与について必要な見直しを進める。これらにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度に比較して、概ね3%以上の人件費を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。

| 区分  | 目標値 | 平成18年度実績 |
|-----|-----|----------|
| 人件費 | 3%  | 4.4%     |

本部事務所に係る光熱給水費の節減  
 本部事務所に係る光熱給水費について省エネルギー対策を行い、平成14年度に比較して、中期目標の期間中、5%の節減を図る。

| 区分    | 目標値 | 平成18年度実績 |
|-------|-----|----------|
| 光熱給水費 | 5%  | 7.95%    |

本部事務所に係る用紙代の削減  
 文書の電子化、ペーパーレス化を推進し、中期目標の期間中における各年度の用紙代を、平成14年度に比較して、10%程度削減する。

| 区分  | 目標値 | 平成18年度実績 |
|-----|-----|----------|
| 用紙代 | 10% | 27.82%   |

中期目標の達成状況(業務運営の効率化に関する事項等)(平成18年度実績)

その他の事業費(災害共済給付勘定・免責特約勘定・投票勘定の事業、ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)に係る業務を除く。)について、毎年度において対前年度比2%以上削減を図る。

| 区分  | 目標値 | 平成18年度実績 |
|-----|-----|----------|
| 事業費 | 2%  | 10.1%    |

助成金交付業務について、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が70%以上となるよう、利用促進を図る。

| 区分       | 目標値 | 平成18年度実績 |
|----------|-----|----------|
| オンライン申請率 | 70% | 92%      |

[国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項]  
 トップレベルの競技者等の活動の場及び広く国民の「みるスポーツの場」として、高水準な施設条件の維持に努め、それぞれ次の稼働日数を確保する。

| 区分    | 目標稼働日数 | 平成18年度実績 | 備考                        |
|-------|--------|----------|---------------------------|
| 陸上競技場 | 115日   | 144日     |                           |
| ラグビー場 | 75日    | 80日      |                           |
| 第一体育館 | 175日   | 205日     | 稼働期間:平成18年4月1日～平成19年1月8日  |
| 第二体育館 | 285日   | 103日     | 稼働期間:平成18年4月1日～平成18年7月31日 |

スポーツの普及・施設の維持管理

スポーツの普及・振興に資するため、国立競技場の施設を利用しながら、関係団体と連携して講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツターの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する。  
講習会等の開催 年4回程度

| 区分      | 目標値 | 平成18年度実績 |
|---------|-----|----------|
| 講習会等の開催 | 4回  | 6回       |

学校安全・災害防止情報の提供

災害共済給付事業の実施を通じて得た学校の管理下の災害・事故事例について、統計調査を実施し災害の傾向を把握し、その成果を、安全教育、安全管理の資料等の作成・配布に活用するとともに、必要に応じて、効果的な事故防止情報として学校現場に提供することにより、学校安全の普及充実に資する。  
研究大会・講習会等の開催 年16回程度

| 区分      | 目標値 | 平成18年度実績 |
|---------|-----|----------|
| 講習会等の開催 | 16回 | 19回      |

食に関する情報の提供等

食に関する指導を支援するための事業を行うとともに、これらを通して得られた児童生徒の食を取り巻く情報を分析し、望ましい食習慣の形成や学校給食を円滑に実施するために効果的な情報を提供する。  
研究協議大会等の開催 年3回程度

| 区分      | 目標値 | 平成18年度実績 |
|---------|-----|----------|
| 講習会等の開催 | 3回  | 4回       |

衛生管理業務の推進

講習会の開催や衛生管理推進指導者派遣・巡回指導事業等を行うことにより、学校給食における衛生管理意識の啓発や衛生環境の向上に資する。  
講習会等の開催 年4回程度

| 区分      | 目標値 | 平成18年度実績 |
|---------|-----|----------|
| 講習会等の開催 | 4回  | 7回       |

【財務内容の改善に関する事項】

スポーツ振興投票等業務に係る売上目標額の達成状況

様々な売上げ向上策により、各事業年度において、売上目標額の達成を目指す。

| 区分  | 目標値   | 平成18年度実績 |
|-----|-------|----------|
| 売上額 | 177億円 | 135億円    |

投票勘定における事業年度末の繰越欠損金の残高状況

債務を計画的に返済することにより、投票勘定における毎事業年度末の繰越欠損金の残高を減少させる。

| 区分    | 目標値   | 平成18年度実績 |
|-------|-------|----------|
| 繰越欠損金 | 242億円 | 264億円    |

総括表(その2-2)

| 支部・事業所等 | 支部・事業所等の名称                     |                                | 仙台支所                          | 東京支所        | 名古屋支所                          | 大阪支所                    | 広島支所                     | 福岡支所                  |  |  |
|---------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|--|--|
|         | 所在地                            |                                | 仙台市青葉区上杉1-5-15日本生命仙台勾当台南ビル8F  | 新宿区霞ヶ丘町10-1 | 名古屋市中村区那古野1-47-1名古屋国際センタービル16F | 大阪市北区梅田1-11-4大阪駅前第4ビル7F | 広島市中区基町9-32広島市水道局基町庁舎10F | 福岡市中央区天神4-8-10都久志会館5F |  |  |
|         | 職員数                            |                                | 17                            | 36          | 20                             | 22                      | 17                       | 18                    |  |  |
|         | 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | 災害共済給付業務・学校安全普及業務、食に関する普及充実業務 |             |                                |                         |                          |                       |  |  |
|         | 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 200<br>( 4)                   | 423<br>( 9) | 235<br>( 5)                    | 259<br>( 5)             | 206<br>( 5)              | 211<br>( 4)           |  |  |
|         | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 240<br>( 4)                    | 509<br>( 9)                   | 283<br>( 5) | 311<br>( 6)                    | 240<br>( 4)             | 255<br>( 5)              |                       |  |  |

横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し  
< 事務・事業関係 >

| 該当類型                                  |  | 助成事業執行型  | 助成事業執行型   | 助成事業執行型   | 研究開発型   | 資産債務型  |
|---------------------------------------|--|--|---|---|---|--|
| 事務・事業名                                |  | スポーツ振興のための助成業務   | スポーツ振興投票業務  | 災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務  | 国際競技力向上のための研究・支援業務  | スポーツ施設の運営・提供等に関する業務  |
| 事務・事業の概要                              |  | 政府出資金と民間からの寄付金を原資とした「スポーツ振興基金」の運用益、「スポーツ振興くじ」の収益及び運営費交付金を財源としたスポーツ振興のための助成業務   | スポーツの振興のために必要な資金を得るためのスポーツ振興投票の対象となる試合の指定、スポーツ振興投票券の発売、試合結果に基づく当せん金の確定及び当せん金の払戻業務等  | ・学校の管理下における児童生徒等の災害に対する災害共済給付の支給<br>・災害共済給付事業の実施を通じて得た災害・事故事例についての調査・分析、学校安全に関する実践研究、研究大会等の開催により学校安全を推進<br>・食に関する各種調査・分析、食に関する実践研究、研究大会等の開催により食に関する普及充実を図るほか、学校給食における衛生管理の徹底改善を推進   | ・我が国の国際競技力向上のための研究支援機関であるJISSの運営<br>・全面開所を控えるNTC中核拠点施設(仮称)の供用準備及び供用開始後の適切な運営  | 国際的、全国的な各種スポーツ大会等に対して、高水準な施設・設備を備えた競技施設を提供することにより、「トップレベルの競技者等の活動の場」、広く国民の「みるスポーツの場」としてのスポーツ施設の管理運営  |
| 事務・事業に係る20年度予算要求額                     | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算増減額)   | 660<br>( 8)  | ( -)  | 4,833<br>( 47)  | 6,269<br>(4,524)  | 2,025<br>(1,378)   |
|                                       | 支出予算額<br>(対19年度当初予算増減額)  | 1,409<br>(33)  | 27,924<br>(5,460)   | 22,848<br>( 531)  | 8,457<br>(4,944)  | 2,837<br>(1,370)   |
| 事務・事業に係る定員(19年度)                      |  | 11人  | 35人   | 196人  | 57人   | 49人  |
| 民間主体による実施状況<br>(同種の事業を行う民間主体のｺｽﾄ、人員等) | センターは、国のスポーツ振興施策の実現のため、競技種目を統括する団体やトップアスリートとその指導者等を対象に、総合的な見地から助成を行っているが、これと同様の事業を行っている団体等は他にない。 | サッカーの試合を対象としたくじを販売し、その収益でスポーツの振興に寄与している団体等は他にはない。  | 公的な資金を導入して児童生徒等の教育の円滑な実施のために学校の管理下における災害に対して支給を行っている団体等は存在しない。<br>また、災害共済給付のデータを活用して情報提供を実施している団体等はない。<br>さらに、学校給食における食中毒の発生を未然に防止するため、必要な機器や衛生管理室を有し、これらを活用して総合的な衛生管理の徹底改善を図る業務を行っている団体等は他にない。   | 我が国の国際競技力向上に向けた、スポーツ科学、医学、情報分野の研究と支援の中核機関であり、同様の団体等は他にない。   | 国立競技場は我が国唯一のナショナルスタジアムとしてスポーツの普及・振興に寄与しており、同様の団体等は他にない。   |  |
|                                       | 廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響  | オリンピックをはじめとする国際競技大会における我が国の競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与するものである。<br>また、だれもが身近にスポーツを親しめる環境作りを進めることは、国民のスポーツを行うことにより得られる、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜び、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。<br>センターが行っているこれらへの助成がなくなることは、トップアスリート等の競技力向上や指導者養成等に支障が生じ、国際競技大会における我が国の競技者の活躍の機会が減少につながり、ひいては、スポーツ振興基本計画が目指すような明るく活力ある社会の形成や国民の心身の健康の保持増進の機会が失われることとなる。 | スポーツ振興投票は、近年、200億円規模の売上げがあり、多くの国民に親しまれている。<br>この事業は、だれもが身近にスポーツを親しめる環境づくりや世界の第一線で活躍する選手の育成のための施策の推進のための財源の確保を目的としており、これらの施策の実施により得られる体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など健康の保持増進に資するものである。<br>また、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、国民に夢や感動を与えるなど活力ある健全な社会の形成に貢献するものである。<br>このため、本事業を廃止するとこれらの機会も失うこととなる。 | 災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について、保護者及び学校の設置者が負担する廉価な掛金で、教育課程中の事故に対して国が一定の補助を行い、死亡見舞金2,800万円等の給付を行っている我が国唯一の公的給付制度である。<br>平成18年度においては児童生徒等の97.4%にあたる1,793万人余が加入し、学校教育の円滑な実施に資する制度として、年間約200万件的給付を行い学校現場に深く浸透しており、廃止の場合は、児童生徒等の救済に支障が生じ、学校教育の円滑な実施に大きな影響がある。<br>また、学校安全普及業務は災害共済給付のデータ等を活用して学校事故の減少のための情報の提供を行う事業であり、廃止した場合には、全国規模の事故防止のための留意点などの情報を学校が入手できなくなり、児童生徒等の安全の確保に大きな影響がある。<br>さらに、衛生管理に関する業務等の実施により、学校給食における食中毒の発生件数は社会福祉施設等と比べて少なく、特に腸管出血性大腸菌O157による食中毒は平成8年以降発生していない。廃止した場合には、学校給食における食中毒の発生を未然に防ぐための情報等を学校が入手できなくなり、食中毒が発生した場合は、災害共済給付の給付件数の増加に繋がる。 | スポーツ科学・医学・情報分野の研究支援の中核機能が失われ、トップアスリートの国際競技力の向上とそれに続く選手層の育成に支障をきたし、競技水準の低下を招く。<br>ひいては、国民のスポーツに対する意欲や興味関心が薄弱化することにより、国民生活におけるスポーツ普及・振興の衰退を招くこととなる。 | 我が国の国際的競技水準の向上を図ることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及・振興を図る上で大きな意義を有している。<br>国立競技場は、公正・公平なスタジアムとして、国民や各競技団体に開かれた我が国唯一のナショナルスタジアムであり、スポーツ選手のステイタスシンボルとして数々の国際競技大会や全国大会の開催の場として利用され、多くのスポーツ選手のアこがれの場所となっている。<br>さらに、「みるスポーツ」の場としても、多くの観客にスポーツの感動を与えている。<br>そのため、国民のスポーツに対する意欲や興味を失うことになり国民生活への影響があると考えられる。 |

(1)  
事務・事業  
のゼロベースで  
の見直し

| 事務・事業の位置づけ<br>(主要な事務・事業との関<br>連) | 主要業務  | 主要業務  | 主要業務  | 主要業務  | 主要業務   |
|----------------------------------|---|---|---|---|--|
| 事業開始からの継続年数                      | 18年   | 7年  | 46年5か月(食に関する普及充実業務につ<br>いては52年)   | JISS:5年11ヶ月<br>(平成13年10月の事業開始から)<br>NTC:平成20年1月全面開所予定   | 49年4ヶ月   |
| これまでの見直し内容                       | スポーツ振興基金(294億円)の運用<br>益等による助成に加えて、平成<br>15年度から国の財源による助成金<br>交付を実施。<br>また、平成16年度スポーツ振興助<br>成審査委員会において、助成事業<br>の事後評価を行うためのワーキン<br>ググループを設置し、効率的かつ<br>効果的な助成のための体制を整備。   | 平成18年度から民間手法・ノウハウ<br>を活用したセンター直営方式に変更<br>し、運営費コストのほぼ半減化を<br>実現。   | 給付金額の引き上げ、給付期間の延長等<br>をはじめ、適宜、事業を受益者のニーズにあ<br>わせて見直し充実した。<br>また、学校等の災害共済給付に係る事務の<br>簡素化・効率化を図る観点から、従来の手書<br>の報告書による請求から、インターネットに<br>接続したパソコンに入力することにより請求が<br>できる災害共済給付オンライン請求システム<br>を平成17年度に導入した。<br>組織面では全国47都道府県の支部で給付事<br>務をしてきたが、平成17年度から6支所に統<br>廃合し、スケールメリットを生かした給付審<br>査の平準化・効率化を図るとともに、個々の事<br>案についての学校・学校の設置者からの相談<br>に対する対応、申請業務に関する学校等へ<br>の定期的な指導、事実関係の調査について、<br>面接指導等を求める学校等のニーズに対応<br>して迅速に実施する体制を整備し、年間200<br>万件を超える審査を大幅な職員数の減(平成<br>15年度支部職員178名 平成18年度130名)<br>を行いつつ円滑に実施する体制を構築した。 | 業務運営の効率化を図るため、経費<br>全般の見直し、光熱給水費の節減、<br>仕様書の見直しによる業務委託費の<br>節減等を実施した。<br>また、JOC及びJNFに対してアンケート<br>調査等を行い、ニーズの把握や様々<br>な情報を的確に捉え、課題別研究<br>テーマの見直しやプロジェクトの重点<br>化を図るなど、効果的かつ効率的な研<br>究・支援業務を実施した。  | 国立競技場の施設の管理運営業務の<br>外部委託について、施設所有者・管理<br>者として行うべき基幹的業務と外部委<br>託が可能な業務を区分・整理し、施設<br>の清掃・警備、電気・機械の保守管理<br>など既に多くの業務について外部委託<br>の積極的な推進を図った。<br>大規模スポーツ施設においては、ナ<br>ショナルスタジアムとしての高水準な<br>施設条件を維持した上で、国際的・全<br>国的なスポーツ大会等の開催やアマ<br>チュアスポーツ等の利用促進により稼<br>働日数の確保に努めるとともに、ス<br>ポーツ利用のない日については施設<br>の有効活用を図るため、コンサート等<br>の文化的行事への利用促進を図った。 |
| 国の重点施策との整合性                      | 国のスポーツ振興のための長期<br>的・基本的方針である「スポーツ振<br>興基本計画」を達成するための施<br>策の推進のためには、国費だけで<br>なく多様な財源の確保が必要であり、<br>スポーツ振興投票やスポーツ振興<br>基金は重要な財源である。<br>この計画を達成するためには、国、<br>地方公共団体及びスポーツ団体等<br>がその役割を果たすことが期待され<br>ており、地方公共団体やスポーツ団<br>体が行うスポーツ振興事業に対して<br>助成することは必要不可欠である。 | 国のスポーツ振興のための長期<br>的・基本的方針である「スポーツ振<br>興基本計画」を達成するための施<br>策の推進のためには、国費だけで<br>なく多様な財源の確保が必要であり、<br>スポーツ振興投票やスポーツ振興<br>基金は重要な財源である。<br>この計画を達成するためには、国、<br>地方公共団体及びスポーツ団体等<br>がその役割を果たすことが期待され<br>ており、地方公共団体やスポーツ団<br>体が行うスポーツ振興事業に対して<br>助成することは必要不可欠である。 | 児童生徒等の安全の確保及び食育の推進は<br>経済財政改革の基本方針2007や食育推進基<br>本計画に基づく(国の重点施策であり、セ<br>ンターの実施する災害共済給付制度等は、この<br>施策に合致するものである。   | 国のスポーツ振興のための長期<br>的・基本的方針である「スポーツ振興基本<br>計画」において、「国際競技力の総合<br>的向上の方策」として「五輪でのメダル<br>獲得率3.5%の達成」の政策目標と、そ<br>れに向けた施策が定められている。<br>一環指導システムの構築、NTC<br>を含めたトレーニング環境の整備、<br>スポーツ医・科学の活用等を含むこ<br>の施策は、我が国のスポーツ科学・医<br>学・情報研究の中核機関であり、その<br>成果を活用して多面的支援を実践して<br>いるJISSの存在により達成可能であ<br>る。       | スポーツ振興基本計画の中でも国際<br>競技大会や国民体育大会等の開催<br>は、競技水準の向上やスポーツの普<br>及のみならず、多くの人々のゆとり<br>ある生活の形成にも貢献するとし、到<br>達目標として国際的又は全国的な規<br>模の競技大会の円滑な開催のための<br>体制を整備すると明記されている。<br>また、国立競技場は全国の大規模ス<br>タジアムを対象として、毎年スタジアム<br>情報交換会を開催しており、国際競技<br>会等の開催・運営に必要なノウハウの<br>共有化に向けて大きな役割を果たして<br>いる。   |
| 受益と負担との関係<br>(受益者・負担者の関係、両者の関係)  | 受益者:各競技を統括する団体等、<br>オリンピックの代表選手等のトップ<br>アスリート及びその指導者等<br>負担者:国、民間寄付者、日本ス<br>ポーツ振興センター   | 受益者:国(国庫納付)、地方公共<br>団体、スポーツ団体等<br>負担者:くじ購入者   | (災害共済給付業務)<br>給付の原資となる掛金を学校の設置者、保<br>護者が負担するとともに、学校の教育課程中<br>等の災害については国が一定の割合(義務<br>教育諸学校1/3、非義務教育諸学校1/9)の<br>補助を行っており、受益者は保護者となっ<br>ている。<br><br>(学校安全普及業務、食に関する普及充実業<br>務、衛生管理に関する業務)<br>事業に必要な費用はセンターが負担して<br>おり、受益者は学校やその設置者である。   | 受益者:トップレベル競技者、競技団<br>体、体育系大学、地域自治体等<br>負担者:国、日本スポーツ振興セン<br>ター、施設利用者<br><br>トップアスリートの競技力向上を目的<br>にスポーツ科学・医学・情報の研究・<br>支援を行っているJISSにおいて、サー<br>ビスを直接享受するのは、JISSを利用<br>するトップアスリート及びJNF、スポ<br>ーツ関係機関等となるが、国際競技力<br>向上の成果は、我が国のスポーツの振<br>興と豊かな国民生活を形成するもの<br>であり、国及び国民全体が間接的受<br>益者と言うことができる。 | 国立競技場の利用については、利用<br>規程に基づき、利用区分ごとに施設利<br>用者から当該利用料を徴収している。<br>受益者:施設利用者  |
| 財政支出への依存度<br>(国費/事業費)            | 46.8%   | 国からの出資金及び運営費交付金<br>は投入されおらず、スポーツ振興<br>くじの収入によって賄っている。   | 21.2%   | 74.1%   | 71.4%  |

|  | これまでの指摘に対応する措置                  | 別紙1に記載   | 別紙1に記載  | 別紙1に記載  | 別紙1に記載  | 別紙1に記載   |
|--|---------------------------------|--|---|---|---|--|
|  | 諸外国における公的主体による実施状況              | (1)イギリス<br>UKスポーツ等のスポーツカウ<br>ンシル<br>(2)イタリア<br>イタリアオリンピック委員会<br>(CONI)<br>(3)韓国<br>国民体育振興公団(SOSFO)<br>等で実施   | (1)イタリア 国家専売公社<br>(2)フランス フランスくじ公社<br>(3)ドイツ 各州政府<br>(4)スペイン 国営くじ協会<br>(5)ブラジル ブラジル連邦貯蓄金庫<br>(6)アルゼンチン ロッテリア・ナショ<br>ナル<br>(7)中国 中国宝くじ管理センター<br>(8)韓国 国民体育振興公団<br>(SOSFO)<br>他多くの国で公的主体により運営さ<br>れている。 | (1)ドイツ 連邦保険局等   | (1)オーストラリア オーストラリアス<br>ポーツ研究所(AIS)<br>スポーツ環境省スポーツ委員会<br>(2)アメリカ アメリカオリンピック委員<br>会コロラドセンター(USOCコロラド)<br>オリンピック委員会<br>(3)フランス 国立体育・スポーツセン<br>ター(INSEP)<br>青少年・スポーツ省<br>(4)韓国 韓国體育科学研究院(KISS)<br>スポーツ科学省<br>ほか、ドイツ、イタリア、中国等 多数<br>で実施  | (1)イギリス<br>ウェンブリー・スタジアム<br>(2)イタリア<br>スタディオ・オリンピコ・ディ・ローマ<br>(3)ドイツ<br>ミュンヘンオリンピックスタディオン<br>(4)カナダ<br>オリンピック・スタジアム<br>(5)韓国<br>ソウル蚕室総合運動場<br>ほか、アメリカ、オーストラリア等で実<br>施  |
|  | 財政支出に見合う効果<br>(効果が得られているか、その根拠) | 競技強化支援事業は、我が国の<br>トップアスリートの競技力向上のた<br>めに役立てられている。<br>助成内容<br>メダルの期待の高い競技種目の<br>選手強化活動への助成<br>主な助成先:(アテネ五輪でのメ<br>ダル獲得数)<br>全日本柔道連盟(金8、銀2)<br>日本水泳連盟(金2、銀2、銅4)<br>日本レスリング協会(金2、銀1、銅<br>3)<br>日本体操協会(金1、銀1、銅2)<br>参考:アテネ五輪(2004年)<br>金16 銀9 銅12 計37 | 財政支出は行われていない。<br>一方、くじの売上から累計で92億円の<br>助成と46億円の国庫納付を行っ<br>ている。  | (災害共済給付業務)<br>平成18年度においては児童生徒等の97.4%<br>にあたる1,793万人余りが加入し、216万件、<br>192億8千万円余りを給付し、学校教育の円滑<br>な実施に貢献している。<br><br>(学校安全普及業務)<br>平成15年6月に熱中症予防資料としてリーフ<br>レットを作成・配布したが、作成前後の熱中症<br>による死亡の発生状況を見ると作成後の平<br>成15年度～平成18年度の4年間の熱中症に<br>よる死亡の件数は10件であり年平均2.5件で<br>あるが、作成前の平成11年度～平成14年度<br>の4年間の発生件数は12件で年平均3件であ<br>り年当たり0.5件減少している。<br>また、平成15年12月に突然死防止資料を作<br>成したが、同様の前後比較では突然死は年<br>平均72件が52件に減少しており、これらによ<br>り、効果が得られている。<br><br>(食に関する普及充実業務、衛生管理に関す<br>る業務)<br>学校給食における食中毒の発生件数が平成<br>8年度18件(有症者11,651人)であったもの<br>が、平成18年度6件(有症者2,069名)と大幅<br>減となった。(有症者比較 82%) | 【夏季オリンピックの獲得メダル数】<br>・シドニー五輪(2000年)<br>金5 銀8 銅5 計18<br>・アテネ五輪(2004年)<br>金16 銀9 銅12 計37<br><br>JISS開所後初の夏季五輪であるアテ<br>ネ五輪において、日本は金16個を含<br>む史上最多の37個のメダルを獲得し<br>た。<br>金メダル獲得数ではシドニー五輪の第<br>15位から第5位へと躍進し、メダル獲<br>得率は、「スポーツ振興基本計画」で<br>目標に掲げた3.5%を大きく上回る<br>3.98%となった。<br>2001年の開所以来JISSが競技団体等<br>に対して行った研究支援、トレーニ<br>ング環境の整備等が結実したものであ<br>り、JOC、競技団体、マスコミ等によ<br>っても、JISSの取組みが大きく寄与し<br>たとして高い評価が下された。 | 国立競技場の管理運営を通じて蓄積<br>してきたノウハウを活かしながら、ナ<br>ショナルスタジアムとして高水準の施<br>設条件を維持した上で、国際的・全国<br>的なスポーツ大会等の開催やアマ<br>チュアスポーツ等の利用促進により、<br>効率的な施設利用を図り、「トップレ<br>ベルの競技者等の活動の場」として競技<br>力の向上に寄与するとともに、「みるス<br>ポーツの場」を提供することにより、我<br>が国のスポーツの振興に大きな役割<br>を果たしている。<br>また、JISSが実施する、国際競技力向<br>上のための研究・支援事業の実証の<br>場として連携を図っている。 |
|  | 事務・事業が真に不可欠かどうか<br>の評価          | 不可欠  | 不可欠   | 不可欠   | 不可欠   | 不可欠  |

|                          |  |  |  |   |  |   |
|--------------------------|--|--|--|---|--|---|
| <p>事務・事業の見直し案（具体的措置）</p> | <p>効率的・効果的な助成業務の実施<br/>         スポーツ団体等のニーズの把握<br/>         外部の有識者による審査委員会における助成事業の評価<br/>         補助効果の高い事業への重点的な助成<br/>         ホームページ・パンフレットを活用した、交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化<br/>         事業実施の透明性確保、情報公開の推進<br/>         スポーツ団体に対する成果等の調査による、助成金の使途等についての適切な把握<br/>         助成内容等のホームページ・パンフレットでの公表による透明性の確保<br/>         助成事業に関する各種情報のホームページでの迅速な提供による利便性の向上</p> | <p>効率的かつ機動的な業務運営の実施<br/>         売上回復及び経費節減により、繰越欠損金を早期解消し、財務内容の改善を図る。</p> | <p>災害共済給付オンライン請求システムの利用促進<br/>         インターネットを活用して請求を行い学校の事務の省力化を図る災害共済給付オンラインシステムの利用を促進し、学校等の利便性の向上を図る。（平成18年度利用率66.2%）<br/>         あわせて、現在、郵送で申請されている事案については、経過措置として審査システムへの入力作業をセンターの業務補助者が行っているところであり、当該費用の削減を図る。<br/>         学校安全普及事業、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務は、災害共済給付事業に関連する事業に重点化<br/>         学校安全研究推進事業の廃止<br/>         学校安全優良校の表彰の廃止<br/>         学校安全研究大会の廃止<br/>         心肺蘇生法実技講習会の廃止<br/>         学校給食における学校・家庭・地域連携事業の廃止<br/>         ごはんを中心とする食生活促進事業の廃止<br/>         学校給食における食品検査強化のための検査機器貸与事業の廃止<br/>         児童生徒の食生活等実態調査、児童生徒の食事状況調査については調査内容を見直し、学校給食衛生管理推進指導者派遣・巡回指導事業、学校給食調理場衛生管理実態調査と統合<br/>         食に関する中央講習会については講習カリキュラムの内容を見直し、学校給食衛生管理講習会、学校給食衛生管理指導者養成講習会、学校給食衛生管理指導者実務講習会と統合<br/>         災害共済給付のデータを活用した調査・研究事業への重点化及び経費の削減<br/>         衛生管理室の調理実習室及び講義室利用の有償化<br/>         学校給食用食品等衛生検査事業の一部有償化<br/>         機関誌・広報資料等の一部有償化</p> | <p>・競技力向上のための研究事業の強化<br/>         ・JISSとNTCの管理運営部門の一体的な組織運営<br/>         ・JISSとNTCの一体的な業務運営による効率化<br/>         ・NTCについて命名権を導入</p>   | <p>国立競技場の管理運営業務の効率的な実施<br/>         我が国の競技力向上を図る観点に立ち、センターが自ら企画・実施することから、年間事業計画策定及び利用促進業務、施設管理者としての指導監督業務、施設整備計画の企画・立案などの基幹的な業務については、引き続き、効率的かつ効果的に業務を遂行する。基幹的業務以外の、施設の清掃・警備、電気・機械の保守管理など既に外部委託を実施している業務についても、低コストかつ高品質のサービスの提供に留意しつつ、仕様書の見直し等外部委託をさらに徹底する。<br/>         施設利用料の見直し、文化的行事への利用拡大及び園地の活用による自己収入の増加<br/>         受益者負担の適正化の観点から、施設利用料の水準について見直しの検討を行う。<br/>         また、国際的・全国的なスポーツ大会等の利用促進に努めるとともに、スポーツ利用のない期間に文化的行事への利用拡大を図ることにより、自己収入の増加に努める。<br/>         さらに、施設の有効利用の観点から代々木競技場の園地の利用を促進する。</p> |   |
|                          | <p>行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）</p>   | <p>業務の効率化による業務経費の削減</p>  | <p>業務の効率化による業務経費の削減</p>  | <p>事業の一部廃止（60百万円）及び業務運営の効率化による業務経費の削減</p>   | <p>JISSとNTCとの一体的・効率的運営を行うため、清掃、警備、受付等の定型業務の外部委託の推進やJISSの運営部が両施設の管理運営を兼ねるなど組織運営体制の効率化を図り、施設の管理運営に係る経費を削減する。<br/>         また、NTCの命名権導入により自己収入の増加を図る。</p>   | <p>業務の効率化による業務経費の削減及び施設利用料の見直し、文化的行事への利用拡大及び園地の活用による自己収入の増加</p> |
|                          | <p>理由</p>  | <p>同上</p>  | <p>同上</p>  | <p>学校安全普及、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務の以下の事業の廃止による。<br/>         学校安全研究推進事業<br/>         学校安全優良校の表彰<br/>         学校安全研究大会<br/>         心肺蘇生法実技講習会<br/>         学校給食における学校・家庭・地域連携事業<br/>         ごはんを中心とする食生活促進事業<br/>         学校給食における食品検査強化のための検査機器貸与事業</p> | <p>「スポーツ振興基本計画」に掲げる国の重点政策目標の達成を目指す上で、JISSがその中心機関としての機能を保持することは明確で、さらにNTCの開所により現状以上の発展的效果が見込まれる。<br/>         JISS、NTCともに管理運営体制を可能な限りスリム化し経費削減に努める一方、研究・支援事業に関してはより重点を置き、新施設の開所を最大限有効に利用できる体制を整えることが望ましい。</p>   | <p>同上</p>   |

|                           |          |  |  |  |   |   |  |
|---------------------------|----------|--|--|--|---|---|--|
| (2)<br>事務・事業の民<br>営化の検討   | 民営化の可否   |  | 否  | 否  | 否   | 否   | 否  |
|                           | 可        | 事業性の有無とその理由  | -  | -  | -   | -   | -  |
|                           |          | 民営化を前提とした規制の可<br>能性・内容   | -  | -  | -   | -   | -  |
|                           |          | 民営化に向けた措置  | -  | -  | -   | -   | -  |
|                           |          | 民営化の時期   | -  | -  | -   | -   | -  |
| 否                         | 民営化しない理由 | 我が国のトップアスリートの育成や<br>だれもがスポーツに親しめる環境の<br>整備などの「スポーツ振興基本計<br>画」を達成するための施策の推進<br>は、国の責務であり、この施策の一<br>環として行っているスポーツ振興助<br>成は、採算性がなく、民営化には適<br>さない。 | くじの実施は、刑法の富くじ罪等の<br>違法性を阻却するため、法律でセン<br>ターを実施主体と定めており、民営<br>化できない。 | 事業の採算性がなく、民営化には適<br>さない。                                 | JISS及びNTCの研究支援、施設運営<br>業務の直接受益者はトップレベル競<br>技者、NF等に限定されるが、国際競<br>技力向上の成果は、我が国のスポー<br>ツの振興と豊かな国民生活を形成す<br>るものであり、国及び国民全体が間接<br>的受益者と言える。<br>よって、公共上の見地から、国民生<br>活及び社会経済の発展に不可欠であ<br>り確実な履行が求められること、公<br>共財の性格を有する当業務は、事業<br>の採算性がなく、市場原理にそくわ<br>ないことから、民営化には適さない。 | 国立競技場は世界で活躍するトップ<br>レベル競技者の活躍の場であること<br>に、国際的な競技大会が数多く開催<br>されるナショナルスタジアムであり、<br>我が国のスポーツ施設を代表するもの<br>であって、この運営は、我が国の競<br>技力向上施策を実施する上で重要な<br>部分をなすものである。<br>こうした運営の根幹に関わる業務に<br>ついては、我が国の競技力向上を図<br>る観点に立ち、センターが自ら企画・<br>実施する必要があるとともに、JISS<br>が実施する国際競技力向上のための<br>研究・支援事業の実証の場として連<br>携が必要である。<br>また、老朽化により、毎年、施設改<br>修に相当額がかかり、運営収入だけ<br>ではまかなえないため、採算性がな<br>い。以上のことから民営化には適<br>さない。   |  |
| (3)<br>官民競争入札等<br>の積極的な適用 | 該当する対象事業 |  | a施設の管理・運営、b研修、c.国家<br>試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他           | a施設の管理・運営、b研修、c.国家<br>試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他 | a施設の管理・運営、b研修、c.国家<br>試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他  | a施設の管理・運営、b研修、c.国家<br>試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他  | a施設の管理・運営、b研修、c.国家<br>試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他   |
|                           | 可        | 官民競争入札等の実施の可否  | 否  | 否  | 否   | 否   | 否  |
|                           |          | 入札種別（官民競争 / 民間競争）  | -  | -  | -   | -   | -  |
|                           |          | 入札実施予定時期   | -  | -  | -   | -   | -  |
|                           |          | 事業開始予定時期   | -  | -  | -   | -   | -  |
|                           | 契約期間     | -  | -  | -  | -   | -   |  |
|                           | 今後の対応    | 否  | 導入しない理由  | 本事業は国のスポーツ振興施策<br>やスポーツ関係団体との調整を<br>踏まえ実施する必要があるた<br>め。  | くじの実施は、刑法の富くじ罪等<br>の違法性を阻却するため、法律<br>でセンターを実施主体と定めて<br>いるため。  | (災害共済給付業務)<br>災害共済給付制度は学校教育の円滑な実<br>施のために必要不可欠な事業であり、安<br>定的な運営が必要である。<br>そのため、給付に関する法令や、「学校の<br>管理下の災害に対して支給する」という<br>他の主体が現在保有していない学校教<br>育に対して深い認識を持ち、先例等を<br>熟知した職員を相当数確保する必要が<br>あること、学校、学校の設置者、医師<br>会等の給付制度の関係者の理解と協<br>力を得られることが必要であるため。<br>(安全普及業務、食に関する普及充<br>実業務、衛生管理に関する業務)<br>災害共済給付のデータの活用など災害<br>共済給付と一体であり導入できない。<br>また、食に関する普及充実業務等を<br>災害共済給付事業とも関連する食の安<br>全に関する業務に集約化・重点化し、<br>センターが所有する学校給食におけ<br>る食中毒の発生を未然に防止するた<br>めの必要な機器や衛生管理室を<br>活用して総合的な衛生管理の徹底改<br>善を行うこととしているため。 | JISSにおいては、我が国のスポー<br>ツの国際競技力向上に向けた、スポ<br>ーツ科学・医学・情報分野の研究と<br>その成果を活用した競技者・指導者<br>等への支援を行うための中枢機関とし<br>ての業務を遂行するため、科学的な<br>トレーニングを行える練習施設の提<br>供を行うとともに、国立競技場を<br>活用して、競技大会時に撮影した映<br>像を用いた動作分析などの実験・実<br>証を行うことによって、研究部門と<br>選手強化活動への支援を一体的・効<br>率的に実施することが可能なこと<br>から、センター自らが運営を行う必<br>要がある。<br>なお、JISSとNTCの効率的運営を<br>行うため、清掃、警備・受付等の定<br>業務の外部委託の推進を図っている。 |

|                               |               |                   |  |  |  |  |  |   |
|-------------------------------|---------------|-------------------|--|--|--|--|--|---|
| (4)<br>他の法人への<br>移管・一体的<br>実施 | 対象となる事務・事業の内容 |                   | -  | -  | -  | -  | -  |   |
|                               | 移管<br>可       | 移管の可否             | 否  | 否  | 否  | 否  | 否  |   |
|                               |               | 移管先<br>内容         | 理由   | -  | -  | -  | -  | - |
|                               |               |                   | 理由   | -  | -  | -  | -  | - |
|                               | 否             | 移管しない理由           | 本事業は国のスポーツ振興施策やスポーツ関係団体との調整を踏まえ実施する必要があり、他にはこのような事業を実施している法人はない。       | くじの実施は、刑法の富くじ罪等の違法性を阻却するため、法律でセンターが実施主体と定めているため。 | (災害共済給付業務)<br>学校や学校の設置者と密接に連携して実施することが必要であり、類似の業務を行っている法人もなく移管することはできない。<br>(安全普及業務、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務)<br>災害共済給付のデータの活用など災害共済給付と一体であり移管できない。<br>また、学校給食における衛生管理の徹底改善等類似する業務を行っている法人はなく、移管することはできない。 | JISSは、国際競技力の向上を支援するために設置された我が国唯一の本格的な「スポーツ科学研究施設」であり、他に同様の施設はなく、移管することはできない。   | 国立競技場は世界で活躍するトップレベル競技者の活躍の場であるとともに、国際的な競技大会が数多く開催される我が国唯一のナショナルスタジアムであり、他には同様の施設はなく、移管することはできない。   |   |
|                               | 一体的実施<br>可    | 一体的実施の可否          | 否  | 否  | 否  | 否  | 否  |   |
|                               |               | 一体的に実施する法人等<br>内容 | 理由   | -  | -  | -  | -  | - |
|                               |               |                   | 理由   | -  | -  | -  | -  | - |
|                               | 否             | 一体的実施を行わない理由      | 本事業は国のスポーツ振興施策やスポーツ関係団体との調整を踏まえ実施する必要があり、スポーツ振興を主たる目的とする法人が実施する必要があるため | くじの実施は、刑法の富くじ罪等の違法性を阻却するため、法律でセンターが実施主体と定めているため。 | 対象法人がないため  | JOCや日本体育協会、競技団体、各教育研究機関との連携が必須であると同時に、JISSは国家施策の実践機能を有しており、関係各所との関係性においても「中央」「中枢」の地位を維持しなければならず、このような「ナショナル性」は、NTC開所に伴いより必要とされるものである。<br>よって、他法人との一体的実施は、性質上、妥当ではない。 | 国立競技場は世界で活躍するトップレベル競技者の活躍の場であるとともに、国際的な競技大会が数多く開催されるナショナルスタジアムであり、我が国のスポーツ施設を代表するものであって、この運営は、我が国の競技力向上施策を実施する上で重要な部分をなすものである。<br>こうした運営の根幹に関わる業務については、我が国の競技力向上を図る観点に立ち、センターが自ら企画・実施する必要がある。<br>また、JISSが実施する国際競技力向上のための研究・支援事業の実証の場として連携が必要である。 |   |

<組織関係>

|                       |                            |   |
|-----------------------|----------------------------|---|
| (5)<br>特定独立<br>行政法人関係 | 非公務員化の可否                   | 特殊法人の時代からすでに非公務員である。  |
|                       | 理由                         | -   |
| (6)<br>組織面の見直し        | 見直し案<br>(廃止、民営化、体制の再編・整備等) | 人件費削減の取組の推進<br>IT化の推進、外部委託の推進など、より一層の業務の効率化の推進<br>NTCとJISSの組織の一体化と体制の整備   |
|                       | 理由                         | センターは、「当該中期目標の期間中、業務運営の効率化、外部委託の拡充、執務体制の見直しなどにより計画的な合理化減を行い、常勤職員数の削減を図る。」との中期計画に基づき、今中期目標期間中に中期計画に定めた期末の常勤職員数の達成を目標とし、これまで、大幅な改編を含む組織の見直し、人員配置の見直し、事務・事業のIT化の推進、外部委託の推進など業務運営の効率化を通じた人員削減計画に沿った業務の効率化、合理化に取組んできた。<br>今後も、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行い、国家公務員の給与と構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図るとともに、業務の効率化を図るため業務量及び業務の質を検証し、IT化の推進、外部委託の推進などにより一層の効率化を図る。<br>NTCの管理運営に当たっては、定型業務の外部委託の推進やJISSの運営部が両施設の管理運営を兼ねるなど、一体的運営を通じて効率的な組織運営に努める。<br>また、NTCの管理運営だけでなく、JISSと連携・協力し、一体的に機能させることにより、スポーツ科学・医学・情報を取り入れた効果的なトレーニングを行う環境を整える。 |

2. 運営の徹底した効率化

|                           |  |   |      |  |  |  |              |
|---------------------------|--|---|------|--|--|--|--------------|
| (1) 可能な限りの効率化の徹底          | 給与水準、人件費の情報公開の状況   | 独立行政法人の役員報酬等及び給与水準の公表方法等について(ガイドライン)(総務省)に基づき、センターで支払われた役職員の報酬・給与等について文部科学省及びセンターホームページにおいて公表している。  |      |  |  |  |              |
|                           |  | 役職員の給与等の対国家公務員指数(在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイルズ指数)<br>ア事務・技術職員 112.3 イ研究職員 101.6<br>(対国家公務員指数(地域別) 104.1 対国家公務員指数(学歴別) 111.0 対国家公務員指数(地域・学歴別) 103.7)  |      |  |  |  |              |
|                           | 人件費総額の削減状況   | 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえて策定した中期計画に基づき、総人件費改革の取組を進めるとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、国家公務員の俸給表をベースにした給与表に移行する等の給与体系の改正を行った。<br>平成17年度 2,969,565千円 平成18年度 2,840,324千円 増減率 4.4%   |      |  |  |  |              |
|                           | 一般管理費、業務費等   | 現状(平成19年4月1日現在)<br>一般管理費等については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で13%以上の効率化を図ることとしており、平成18年度は、年度計画に定めた目標値(平成14年度比7%以上削減)を上回る削減率(21.1%)となった。<br>その他の事業費(災害共済給付助定・免責特約助定・投票助定の事業、ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)に係る業務を除く。)についても、毎年度において対前年度比2%以上削減を図ることとしており、平成18年度は、中期計画に定めた目標値(毎年度において対前年度比2%以上削減)を上回る削減率(10.1%)となった。 |      |  |  |  |              |
|                           | 効率化目標の設定の内容・設定時期   | 一般管理費等及び事業費については、削減努力を継続的に行うこととし、引き続き、中期目標期間における一般管理費・事業費の効率化目標を設定する。   |      |  |  |  |              |
|                           | 民間委託による経費節減の取組内容   | 業務のうち、事務所の警備・清掃・施設管理、情報システムの運用管理等定型的な業務については、低コストかつ高品質のサービスの提供に留意しつつ、民間委託を活用することにより、経費節減を図る。  |      |  |  |  |              |
| 情報通信技術による業務運営の効率化の状況      | 平成17年4月からの支部組織再編に合わせて構築した、広域専用ネットワークを利用し、グループウェアやテレビ会議システムを活用することにより、本部及び各支所間における情報伝達の迅速化、情報の共有化を推進した。<br>また、予算、契約、支払、会計等一連の会計事務処理の効率化を図るため、平成16年4月から本部に導入し、平成17年4月からの支部組織再編に併せて本部及び各支所において本格稼働している財務会計システムについて、適切な運用に努めた。<br>さらに、法人文書管理を適切に行うため導入した文書管理システムにより、情報公開や個人情報保護に対応した文書管理を行うとともに、支所を含め法人全体で統一した文書管理を行い、事務の効率化を図った。<br>引き続き、情報通信技術を活用することにより、業務運営の効率性の向上を図る。 |   |      |  |  |  |              |
| (2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開 | 情報公開の現状  | 支出の原因となる一定額以上の随意契約について、国の公表内容に準じて、ホームページ上で公表している。<br>また、助成金等に関しては、スポーツ振興くじ助成金の実績報告及び確定額をホームページ上で公表している。   |      |  |  |  |              |
|                           | 見直しの方向   | 情報公開については、これまで同様に国の取組みを踏まえ、透明性を確保するよう努めていく。   |      |  |  |  |              |
|                           | 関連法人   | 名称  | 該当なし |  |  |  | 合計           |
|                           |  | 契約額   |      |  |  |  | -            |
|                           |  | うち随意契約額(%)  |      |  |  |  | -            |
|                           |  | 当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)  |      |  |  |  | -            |
|                           | 関連法人以外の契約締結先   | 名称  | 別添参照 |  |  |  | 合計           |
|                           |  | 契約額   |      |  |  |  | 54,383       |
|                           |  | うち随意契約額(%)  |      |  |  |  | 23,737 (43%) |
|                           |  | 当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数)   |      |  |  |  | 0            |
| (3) 随意契約の見直し              | 別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載   |   |      |  |  |  |              |
| (4) 保有資産の見直し              | 別紙3に記載   |   |      |  |  |  |              |

3. 自主性・自律性確保

|  |  |   |           |
|--|--|---|-----------|
| (1)<br>中期目標<br>の明確化                        | 現状   | 中期目標については、一般管理費及び人件費の削減率、大規模スポーツ施設の稼働日数等、国民から見て分かりやすく、かつ、事後的な業績評価を実施する際に十分機能する具体的かつ定量的な指標を設定している。   |           |
|  | 今後の取組方針  | 引き続き、一般管理費及び人件費の削減率、大規模スポーツ施設の稼働日数等、国民から見て分かりやすく、かつ、事後的な業績評価を実施する際に十分機能する具体的かつ定量的な指標を設定する。  |           |
| (2)<br>国民による<br>意見の活用                      | 現状   | スポーツ施設の利用者、JOC、各中央競技団体、助成を行っているスポーツ団体、学校、学校の設置者等に対して、ヒアリングの実施等によりニーズの把握に努め、サービス向上が見込まれると判断した事項については改善策を講じ、効果的に事業を実施している。                        |           |
|  | 今後の取組方針  | 引き続き、業務運営、中期目標の達成状況について、施設利用者へのアンケート調査やスポーツ団体からヒアリングを実施するなど国民の意見を聴取しつつ、サービス向上が見込まれると判断した事項について改善策を講じるなど業務運営に活用する。                               |           |
| (3)<br>業務運営<br>の体制整備                       | 現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）   | センターの職務執行が法令等に適合することを確保するため、監事による業務監査等を実施し、理事長に監査報告を行っている。<br>また、法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度の構築及び規程等の整備を行い、内部統制に係る体制整備を行っている。      |           |
|  | 今後の取組方針  | 引き続き、民間企業等に法令遵守等に関する内部統制制度が導入されつつあることを踏まえ、法令遵守等の内部統制機能の充実を図る。<br>また、適正かつ効率的な業務運営の確保に向けて、ガバナンスを充実するための取組を行う。                                     |           |
| (4)<br>管理会計を活用<br>した運営の<br>自立化・効率<br>化・透明化 | 管理会計の活用状況とその効果   | 事業部ごとに配分された予算を管理し、適切な業務運営に資するための指標として活用している。  |           |
|  | プロジェクトごとの収支管理の実施状況   | 国立スポーツ科学センターで実施している研究について、プロジェクトごとに収支を管理している。   |           |
|  | 今後の取組方針  | 管理会計を活用するに当たり、センターの多様な事業をどのように区分して管理することが適切かを整理する必要があると考えている。   |           |
| (5)<br>自己収入の<br>増大等による<br>財源措置             | 自己収入の内容（平成18年度実績）  | 財源  | 金額        |
|  | 共同研究資金   | 件数  | -         |
|  | 利用料  | 国立競技場運営収入、国立スポーツ科学センター運営収入、ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設（仮称）運営収入  | 2,284百万円  |
|  | 寄付金  | 件数:2件 研究寄付金、基金寄付金   | 45百万円     |
|  | 知的財産権  | 件数 種類   | -         |
|  | その他  | 基金運用収入、スポーツ及び健康教育普及事業収入、スポーツ振興投票事業収入、共済掛金収入、スポーツ振興投票事業準備金戻入、受託事業収入、営業外収入、災害共済給付勘定受入金、民間借入金収入、一般勘定借入金収入、利息収入、その他収入、児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額           | 55,559百万円 |
|  | 計  |   | 57,887百万円 |
| 見直し案                                       | 国立競技場運営収入の増大を図るため、センターの目的を踏まえた利用拡大や国立代々木競技場園地の更なる活用による資産の有効活用に努める。また、NTC等の命名権について導入を図る。<br>スポーツ振興投票事業収入の増大を図るため、新しいくじの検討・開発、販売・払戻体制の構築等を行い、中期計画に定めた売上目標額の達成に努める。 |   |           |
| (6) 情報公開の取組状況                              | 最近改善した例  | 事務・事業の内容、財務、組織など法令に定められた事項の公表はもとより、業務の透明性の確保、業務の理解を得るという観点から、法人情報について広く国民に対して、ホームページ、パンフレット等を活用して公開・提供しているところであり、国民に対して、十分かつ分かりやすい形で情報公開を行っている。 |           |
|  | 今後改善を予定している  | 国からの財政支出が充てられていることを踏まえ、引き続き、業務の透明性の確保、業務の理解を得るという観点から、法人情報について広く国民に対して、ホームページ、パンフレット等を活用して公開・提供するとともに、国民に対して、十分かつ分かりやすい形で情報公開を行う。               |           |
| その他  |  |   |           |

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

|     |       |
|-----|-------|
| 府省名 | 文部科学省 |
|-----|-------|

| 法人名          | 事業類型(区分) | 事務・事業名          | 見直し実施年度 | これまでの主な指摘   |      | 措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置) |  |
|--------------|----------|-----------------|---------|---|------|-----------------------|--|
|              |          |                 |         | 内容(指摘を受けた年度)  | 指摘主体 | 番号                    | 内容(対応年度)   |
| 日本スポーツ振興センター | 助成事業等執行型 | スポーツ振興のための助成業務  |         | ・助成先における事業効果を的確に把握・分析し、効果的な助成に資する(平成16年度)<br>・助成金の申請手続のオンライン化における目標数値について、実績の推移を踏まえ検討(平成17年度) | 政独委  | ①                     | ・助成団体に対してヒアリング、事業実施状況の調査等を行い、ニーズの把握及び要望・意見等の収集に努め、対応可能な要望等については、随時反映させた。(平成16年度)<br>・実績の推移を踏まえ、目標数値を10%引き上げた。(平成17年度)  |
|              | 助成事業等執行型 | スポーツ振興投票業務      |         | ・スポーツ振興投票券の発売等の業務の実施方法の適切性・妥当性について検討(平成17年度)<br>・改善方策の実施状況を検証した上で、制度そのものの在り方の再検討(平成18年度)      | 政独委  | ①                     | ・スポーツ振興投票等業務については、平成18年度から直接運営方式に変更し、効率かつ機動的な運営を行っている。(平成17年度)<br>・平成18年9月、センターの中期目標・中期計画を変更し、くじの売上げ状況等を注視しつつ、債務返済計画の達成状況について、文部科学省独立行政法人評価委員会の厳格な評価を受けることとした。(平成18年度) |
|              | 助成事業等執行型 | 災害共済給付・学校安全普及業務 |         | 災害共済給付勘定における収支の均衡を得るための措置(平成16年度)   | 政独委  | ①                     | 日本スポーツ振興センター法施行令に基づき、災害共済給付勘定における欠損金の解消及び給付の改善を盛り込んだ共済掛金額の改定を平成17年4月1日に行い、収支の改善を図った。(平成17年度)   |

| 法人名          | 事業類型(区分) | 事務・事業名              | 見直し実施年度 | これまでの主な指摘   |                           | 措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置) |  |
|--------------|----------|---------------------|---------|---|---------------------------|-----------------------|--|
|              |          |                     |         | 内容(指摘を受けた年度)  | 指摘主体                      | 番号                    | 内容(対応年度)   |
| 日本スポーツ振興センター | 研究開発型    | 国際競技力向上のための研究・支援業務  |         | 競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日)等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。(平成18年度)【法人共通】 | 政独委                       | ①                     | JISS内部における発注・検収業務等の管理体制の整備、内部監査の強化、ハンドブックの配布等を行うなど、ルールの整備・明確化に取り組み、適切に会計処理を行った。(平成18年度)  |
|              |          |                     |         | 自己収入の確保については、実績額が計画額を上回っており、ある程度評価できるが、さらに施設の運営収入の確保や科研費等の競争的外部資金の獲得に努める必要がある。(平成18年度)  | 文部科学省<br>独立行政法人<br>人評価委員会 | ①                     | 科研費等の競争的外部資金については、JISSにおいて実施する事業との兼ね合いにも留意しつつ、調査・研究の活性化のため、獲得に努めた。(平成18年度)   |
|              |          |                     |         | 今後とも、オリンピックにおけるメダル獲得など、国際競技力の一層の向上に向けて、さらなる支援体制の充実を期待する。(平成17年度)  | 文部科学省<br>独立行政法人<br>人評価委員会 | ①<br>②                | ・トリノ冬季オリンピックにおける日本選手団を支援するため、「トリノ対策特別プロジェクト2005」を立ち上げ、オリンピック開催前及び開催中に、競技技術の分析、コンディショニング調整のための支援を実施するとともに、日本選手団へのメディカルスタッフの派遣等の支援を実施した。(平成17年度)<br>・北京オリンピックに向けて、JOC等と連携して、夏季種目への支援体制を整備・強化し、更に充実した効果的な支援を実施している。(平成18年度) |
|              | 資産債務型    | スポーツ施設の運営・提供等に関する業務 |         | ・民間委託計画の妥当性の検証(平成16年度)<br>・法人が所有する資産の有効活用の検討(平成18年度)<br>・管理運営業務についての効率的な運営(平成18年度)  | 政独委                       | ①                     | ・新たな外部委託の可能性や適否を具体的業務に即して検討し、民間委託計画の見直しを行った。(平成16年度)<br>施設の有効利用の観点から、国立代々木競技場の園地の利用及びファッションショー等の文化的行事の利用促進を図っている。(平成18年度)<br>・基幹的業務を除く業務について、引き続き、低コストかつ高品質のサービスの提供に留意しつつ、仕様書の見直し等外部委託について推進している。(平成18年度)                |

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。  
なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

2. 運営の徹底した効率化  
 (2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開  
 関連法人以外の契約締結先

| 契約締結先             | 契約額       | うち随意契約額 (%) |        |
|-------------------|-----------|-------------|--------|
| 大日本印刷(株)          | 10,500千円  | 10,500千円    | 100.0% |
| (財)北海道学校給食会       | 2,599千円   | 2,599千円     | 100.0% |
| (財)鹿児島県学校給食会      | 2,717千円   | 2,717千円     | 100.0% |
| (財)沖縄県学校給食会       | 2,339千円   | 2,339千円     | 100.0% |
| 大星ビル管理(株)         | 9,954千円   | 9,954千円     | 100.0% |
| (株)第一ビルディング       | 10,226千円  | 10,226千円    | 100.0% |
| 住友生命保険相互会社        | 11,473千円  | 11,473千円    | 100.0% |
| 広島市水道局            | 8,977千円   | 8,977千円     | 100.0% |
| (財)福岡県教職員互助会      | 10,221千円  | 10,221千円    | 100.0% |
| (独)都市再生機構         | 20,669千円  | 20,669千円    | 100.0% |
| 広島県住宅公社           | 3,389千円   | 3,389千円     | 100.0% |
| 財務省関東財務局          | 15,600千円  | 15,600千円    | 100.0% |
| (社)日本ボート協会        | 3,777千円   | 3,777千円     | 100.0% |
| (株)シミズオクト         | 205,430千円 | 0千円         | 0.0%   |
| 協栄ビルメンテナンス(株)     | 264,424千円 | 0千円         | 0.0%   |
| (合)戸部商事           | 5,221千円   | 0千円         | 0.0%   |
| (株)環境整備           | 6,942千円   | 0千円         | 0.0%   |
| (株)ラシスコ           | 1,762千円   | 0千円         | 0.0%   |
| (株)エスアールエル東京メディカル | 7,952千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 綿久リネン(株)          | 7,482千円   | 0千円         | 0.0%   |
| (株)大橋洋紙店          | 1,769千円   | 0千円         | 0.0%   |
| (株)細井             | 2,098千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 関東ビル管理連合(同)       | 51,702千円  | 0千円         | 0.0%   |
| シダックスフードサービス(株)   | 199,920千円 | 0千円         | 0.0%   |
| (株)横浜シミズ          | 7,872千円   | 0千円         | 0.0%   |
| (株)オーエムサービス       | 1,836千円   | 0千円         | 0.0%   |
| (株)アイネット          | 3,965千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 東京海上日動火災保険(株)     | 3,882千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 日本エレベーター製造(株)     | 1,375千円   | 1,375千円     | 100.0% |
| 石川島播磨重工業(株)       | 11,865千円  | 11,865千円    | 100.0% |
| ぴあ(株)             | 4,160千円   | 4,160千円     | 100.0% |
| (株)ツイングロウス        | 4,622千円   | 4,622千円     | 100.0% |
| (株)協栄ピーエム         | 5,998千円   | 0千円         | 0.0%   |

| 契約締結先             | 契約額       | うち随意契約額 (%) |        |
|-------------------|-----------|-------------|--------|
| (株)みかづきプールシステム    | 64,496千円  | 64,496千円    | 100.0% |
| (株)ジャパンサービス       | 2,353千円   | 0千円         | 0.0%   |
| テクノ矢崎(株)          | 1,461千円   | 1,461千円     | 100.0% |
| ジョンソンコントロールズ(株)   | 3,023千円   | 3,023千円     | 100.0% |
| NECネクサソリューションズ(株) | 9,950千円   | 5,241千円     | 52.7%  |
| 荏原冷熱システム(株)       | 4,621千円   | 4,621千円     | 100.0% |
| 宝電設工業(株)          | 4,147千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 三菱電機ビルテクノサービス(株)  | 2,407千円   | 2,407千円     | 100.0% |
| フクダ電子東京販売(株)      | 6,237千円   | 6,237千円     | 100.0% |
| (株)矢ヶ崎総合計画        | 19,845千円  | 18,060千円    | 91.0%  |
| (株)丹下都市建築設計       | 45,475千円  | 0千円         | 0.0%   |
| 大和工商リース(株)        | 34,755千円  | 0千円         | 0.0%   |
| 東京通信電設(株)         | 1,344千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 赤城工業(株)           | 1,001千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 東洋グリーン(株)         | 19,162千円  | 0千円         | 0.0%   |
| エスペックエンジニアリング(株)  | 18,640千円  | 18,640千円    | 100.0% |
| 大成建設(株)           | 359,205千円 | 29,925千円    | 8.3%   |
| 日本ダイナシステム(株)      | 4,593千円   | 4,593千円     | 100.0% |
| 日本スポーツ振興くじ(株)     | 85,680千円  | 85,680千円    | 100.0% |
| (株)日立ビルシステム       | 2,415千円   | 2,415千円     | 100.0% |
| (株)ぎょうせい          | 5,092千円   | 5,092千円     | 100.0% |
| (株)イズミ・コンストラクション  | 163,012千円 | 9,712千円     | 6.0%   |
| (株)ジェイティービー       | 455,745千円 | 455,727千円   | 100.0% |
| (株)パティネ商会         | 7,350千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 日信防災(株)           | 945千円     | 0千円         | 0.0%   |
| パシフィックリプロサービス(株)  | 2,394千円   | 0千円         | 0.0%   |
| 東京官報普及(株)         | 1,755千円   | 1,755千円     | 100.0% |
| 中央青山監査法人          | 17,235千円  | 15,503千円    | 100.0% |
| 日本電技(株)           | 13,692千円  | 13,692千円    | 100.0% |
| ホーチキ(株)           | 2,966千円   | 2,966千円     | 100.0% |
| (株)石森製作所          | 1,417千円   | 1,417千円     | 100.0% |
| (有)フィットネスアポロ      | 1,600千円   | 1,600千円     | 100.0% |
| 日本光電東京(株)         | 1,478千円   | 1,478千円     | 100.0% |
| (株)ライブドアマーケティング   | 1,995千円   | 1,995千円     | 100.0% |
| (株)サイバーエージェント     | 7,875千円   | 7,875千円     | 100.0% |
| アッベ科学(株)          | 9,628千円   | 0千円         | 0.0%   |

| 契約締結先                | 契約額          | うち随意契約額 (%)  |        |
|----------------------|--------------|--------------|--------|
| 三幸電気(株)              | 4,935千円      | 4,935千円      | 100.0% |
| (株)ミックプランニング         | 22,983千円     | 0千円          | 0.0%   |
| (株)もしもしホットライン        | 323,416千円    | 0千円          | 0.0%   |
| フレンドグラフィック(株)        | 1,955千円      | 0千円          | 0.0%   |
| (財)東京顕微鏡院            | 1,453千円      | 0千円          | 0.0%   |
| エクスパダイト(株)           | 5,181千円      | 0千円          | 0.0%   |
| (有)野村印刷              | 5,538千円      | 0千円          | 0.0%   |
| 旭日建設(株)              | 14,385千円     | 0千円          | 0.0%   |
| 東芝エルティールエンジニアリング(株)  | 1,774千円      | 1,774千円      | 100.0% |
| 東京ガス(株)              | 3,549千円      | 3,549千円      | 100.0% |
| シーメンス旭メディテック(株)      | 1,998千円      | 1,998千円      | 100.0% |
| 清水建設(株)              | 64,050千円     | 0千円          | 0.0%   |
| (株)アサツディ・ケイ          | 740,646千円    | 740,646千円    | 100.0% |
| (株)日立メディコ            | 47,476千円     | 47,476千円     | 100.0% |
| 松下電器産業(株)            | 5,764千円      | 5,764千円      | 100.0% |
| (株)三多摩設備サービス         | 1,249千円      | 0千円          | 0.0%   |
| (株)日本電力サービス          | 2,394千円      | 0千円          | 0.0%   |
| 扶桑電通(株)              | 3,643千円      | 0千円          | 0.0%   |
| (株)サーベイリサーチセンター      | 2,730千円      | 0千円          | 0.0%   |
| (株)S R A             | 26,134千円     | 0千円          | 0.0%   |
| (株)オフィスショウ           | 5,670千円      | 0千円          | 0.0%   |
| (合)ビバ                | 945千円        | 0千円          | 0.0%   |
| 日東カストディアル・サービス(株)    | 693千円        | 0千円          | 0.0%   |
| (株)内田洋行              | 15,855千円     | 0千円          | 0.0%   |
| 日本電気システム建設(株)        | 2,268千円      | 2,268千円      | 100.0% |
| 東日本電子電話(株)           | 2,205千円      | 2,205千円      | 100.0% |
| 東芝トランスポートエンジニアリング(株) | 3,570千円      | 3,570千円      | 100.0% |
| (株)日立製作所             | 1,543千円      | 1,543千円      | 100.0% |
| (株)東芝                | 2,590千円      | 2,590千円      | 100.0% |
| (株)神戸製鋼所             | 1,953千円      | 1,953千円      | 100.0% |
| (株)ちゅうごくソフトプラン       | 7,700千円      | 7,700千円      | 100.0% |
| (株)C S Iソリューションズ     | 2,136千円      | 2,136千円      | 100.0% |
| パナソニックSSマーケティング(株)   | 4,284千円      | 4,284千円      | 100.0% |
| トッパン・フォームズ(株)        | 1,586千円      | 1,586千円      | 100.0% |
| テクマトリックス(株)          | 4,935千円      | 4,935千円      | 100.0% |
| 日本ユニシス(株)            | 21,918,802千円 | 21,918,730千円 | 100.0% |

| 契約締結先             | 契約額       | うち随意契約額 (%) |        |
|-------------------|-----------|-------------|--------|
| 佐川急便(株)関東支社       | 25,197千円  | 0千円         | 0.0%   |
| 三井物産ヴィクシア(株)      | 2,390千円   | 2,390千円     | 100.0% |
| (株)日立物流           | 3,672千円   | 3,672千円     | 100.0% |
| (株)ベルテック・ジャパン     | 6,667千円   | 6,667千円     | 100.0% |
| (株)ニュース・サービス・センター | 27,524千円  | 27,524千円    | 100.0% |
| (株)小野組            | 141,645千円 | 0千円         | 0.0%   |
| (株)フケタ設計          | 2,940千円   | 0千円         | 0.0%   |
| ライフ 飛ぶ 科学交流協会     | 1,568千円   | 1,568千円     | 100.0% |
| (財)全日本柔道連盟        | 1,200千円   | 1,200千円     | 100.0% |
| (財)日本ソフトボール協会     | 1,200千円   | 1,200千円     | 100.0% |
| (財)日本自転車競技連盟      | 1,200千円   | 1,200千円     | 100.0% |
| (財)日本卓球協会         | 1,200千円   | 1,200千円     | 100.0% |
| (有)クロスエッジシス       | 4,000千円   | 4,000千円     | 100.0% |
| (有)コードワークス        | 4,777千円   | 4,777千円     | 100.0% |
| フォンテラジャパン(株)      | 356,111千円 | 0千円         | 0.0%   |
| 日本通運(株)           | 12,242千円  | 0千円         | 0.0%   |
| 全国通運(株)           | 22,286千円  | 0千円         | 0.0%   |
| (株)ヤマタネ           | 4,657千円   | 4,657千円     | 100.0% |
| 三井倉庫(株)           | 2,513千円   | 2,513千円     | 100.0% |
| 三菱倉庫(株)           | 2,694千円   | 2,694千円     | 100.0% |
| 篠崎倉庫(株)           | 4,143千円   | 4,143千円     | 100.0% |
| 川西倉庫(株)           | 1,943千円   | 1,943千円     | 100.0% |
| 帝蚕倉庫(株)           | 4,486千円   | 4,486千円     | 100.0% |

|  |                      |
|--|----------------------|
| 契約額  | 54,383百万円            |
| うち随意契約額 (%)                                  | 23,737百万円<br>(43.6%) |
| 当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数) | 0人                   |

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

| 法人名                     |  | 日本スポーツ振興センター   | 府省名          |  | 文部科学省     |
|-------------------------|--|--|--------------|--|-----------|
| <b>( 助成・給付型 )</b>       |  |  |              |  |           |
| 事務・事業の名称                |  | スポーツ振興のための助成業務   |              |  |           |
| 事務・事業の内容                |  | 「スポーツ振興基本計画」に掲げる地域のスポーツ環境の整備やトップレベルの競技者の競技力の向上などのスポーツ振興施策の推進のため、政府出資金と民間からの寄付金を原資とした「スポーツ振興基金」の運用益、「スポーツ振興くじ」の収益及び運営費交付金を財源にスポーツ振興のための助成業務を行う。   |              |  |           |
| 国からの財政支出額               |  | 660,004  | 支出予算額        |  | 1,409,332 |
| 対19年度当初予算増減額            |  | 8,000  | 対19年度当初予算増減額 |  | 33,373    |
| 事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化( ) | 事業の廃止・縮小                                       | 歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討  |              |  |           |
|                         |  | 我が国のスポーツの振興を担う基本的な施策であることから事業の廃止、縮小は適さない。  |              |  |           |
|                         | 理由   | スポーツ振興のための助成業務は、「スポーツ振興法」(昭和36年法律第141号)の目的を達成するため、「スポーツ振興基本計画」(文部科学大臣告示)で掲げる我が国のトップレベルの競技者の競技力の向上やスポーツの普及・振興に資する事業に対し、助成を行うものであり、本事業は必要不可欠である。また、生涯スポーツ社会の実現や我が国の国際競技力の向上については「経済財政改革の基本方針2007」に位置づけられており、これらのスポーツ振興施策の推進のためにも、本事業は必要不可欠である。 |              |  |           |
|                         | 欠損金が発生しうる場合の仕組の概要                              | 欠損金は発生しない。   |              |  |           |
|                         | 繰越欠損金の額 (H18年度末)                               | なし   |              |  |           |
|                         | 発生理由 (H18年度)                                   | なし   |              |  |           |
|                         | 発生した場合の処理方針                                    | なし   |              |  |           |
| トータルコスト最小化への見直し         | 繰越欠損金の推移                                       | なし   |              |  |           |
|                         | 見直し案   | なし   |              |  |           |
|                         | 成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し | 従来はスポーツ振興基金部とスポーツ振興投票部の2部を置き、それぞれの組織が助成審査委員会の審議を経て助成事業を行っていたが、現在はセンターが確保した財源(基金の運用益、くじの収益)と運営費交付金を、それぞれの助成目的に立脚した上で、トップレベルから地域レベルまで全体として調和が取れるよう、審査体制及び事務処理を一本化して実施している。   |              |  |           |
| 事業効果(事前、事後)( )          | 実施状況   | スポーツ振興事業助成審査委員会内に助成事業評価ワーキンググループを設置し、助成事業について評価を行っている。   |              |  |           |
|                         | 見直し案   | 既に評価体制は整備済みであるが、今後、課題が生じた場合には適切に検討を行う。   |              |  |           |
|                         | 公表状況・公表方法                                      | 評価結果については、ホームページに公表している。   |              |  |           |
|                         | 見直し案   | 既にホームページで公表しており対応済みである。  |              |  |           |

|                        |              |                                       |   |
|------------------------|--------------|---------------------------------------|---|
| 助成・<br>給付基<br>準<br>( ) | 基準の<br>概要    | 基準の名称・根拠                              | 名称: スポーツ振興基金助成金交付委綱、競技強化支援事業助成金交付委綱、スポーツ振興への助成金交付委綱<br>根拠: 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条及び第27条(平成14年法律)<br>スポーツ振興投票の実施等に関する法律第21条(平成10年法律)<br>独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第8条及び第13条(平成15年相則) |
|                        |              | 対象者の要件                                | 財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体及びそれ以外のスポーツの競技を統括する団体、国内におけるオリンピック実施競技を統括するスポーツ団体、地域スポーツ団体、地方公共団体等  |
|                        |              | 金額の算定方法                               | 外部の有識者からなる助成審査委員会の議を経て決定している。   |
|                        |              | 見直し案                                  | 既に基準を整備済みである。   |
|                        | 基準の公表状況、公表方法 | 当センターのホームページへの掲載、広報誌(スポーツ振興基金ガイド)の発行  |   |
|                        | 見直し案         | 既にホームページで公表済みである。                     |   |
|                        | 民間委託等の検討     | 我が国スポーツの振興を担う基本的な施策であることから民間委託には適さない。 |   |
|                        | その他の見直し案     | なし                                    |   |

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 法人名  | 日本スポーツ振興センター   | 府省名   | 文部科学省   |
| <b>(助成・給付型)</b>                                |  |   |   |
| 事務・事業の名称                                       | スポーツ振興投票事業   |   |   |
| 事務・事業の内容                                       | スポーツの振興のために必要な資金を得るため、「スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)」に基づき、スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、スポーツ振興投票券の発売、試合結果に基づく当せん金の確定及び当せん金の払戻業務等を行う。 |   |   |
| 国からの財政支出額                                      | -  | 支出予算額   | 27,924,218  |
| 対19年度当初予算増減額                                   | -  | 対19年度当初予算増減額  | 5,460,353   |
| 事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化( )                        | 事業の廃止・縮小   | 歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討   | 第1期(H13～H17)は民間(金融機関)へ委託する方式で実施していたが、実施体制が多層構造で、責任の所在が曖昧、意志決定スピードが遅い、高コスト構造であった。このため、第2期(H18)からセンター直営方式とし、指揮命令系統を一元化・明確化し、直接、商品、販売方法、払戻方法などの抜本的な改善を行い、コストも半減化した。これにより、平成19年度には、発売以来7年目にして初めて前年度の売上を超えるとともに、大幅な黒字を計上できる見込みとなっており、引き続き、センターが実施する。   |
|  |  | 理由  | 「スポーツ振興法」(昭和36年法律第141号)の目的を達成するため、「スポーツ振興基本計画」(文部科学省告示)に掲げる施策を推進するために必要な資金の確保のためには、本事業は必要不可欠である。本事業に対して、国費(出資金及び運営費交付金)は一切投入されておらず、スポーツ振興くじの収入によって、必要な経費(初期投資経費、運営費、人件費等)を賄っている。なお、過去の売上不振により繰越欠損金が生じているが、センター直営化による経営改善によって成果が現れてきたところであり、くじの売上の増により着実に債務を返済していく必要があることから、今後ともセンターが実施すべきである。 |
|  | トータルコスト最小化への見直し  | 欠損金が発生しうる場合の仕組の概要   | スポーツ振興くじ売上金から払戻金及び運営費を差引いて不足が生じた場合に、欠損金が生じる。  |
|  |  | 繰越欠損金の額(H18年度末)   | 264億円(ただし、平成18年度末までに収益として138億円(国庫納付46億円、助成金92億円)が生じている。)  |
|  |  | 発生理由(H18年度)   | スポーツ振興くじの売上が低かったため。   |
|  |  | 発生した場合の処理方針   | くじの売上の中から計画的に解消して行く。  |
|  |  | 繰越欠損金の推移  | 16年度末:155億円、17年度末:293億円、18年度末:264億円   |
| 見直し案   | くじの売上向上及び経費削減を図り、欠損金の早期解消を目指す。   |   |   |
| 成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し | くじの売上向上及び経費削減を図り、欠損金の早期解消を目指す。   |   |   |
| 事業効果(事前、事後)( )                                 | 実施状況   | スポーツ振興投票業務については、平成18年9月に変更した中期計画において、当該年度の売上目標額及び年度末の繰越欠損金残額の数値目標を定め、自己評価を行うとともに、文部科学省等の評価委員会において評価が行われているところである。<br>スポーツ振興くじ助成についての事業効果(事前・事後)( )は、スポーツ振興のための助成業務を参照 |   |
|  | 見直し案   | 平成18年9月、中期目標・中期計画を変更し、売上額及び繰越欠損金の残額の数値目標を定め評価する体制を整備しており対応済みである。  |   |
|  | 公表状況・公表方法  | スポーツ振興投票業務については、当センターのホームページに公表している。  |   |
|  | 見直し案   | 既にホームページで公表しており対応済みである。   |   |

|                        |              |          |                                    |
|------------------------|--------------|----------|------------------------------------|
| 助成・<br>給付基<br>準<br>( ) | 基準の<br>概要    | 基準の名称・根拠 | * 以下、助成・給付基準( )は、スポーツ振興のための助成業務を参照 |
|                        |              | 対象者の要件   |                                    |
|                        |              | 金額の算定方法  |                                    |
|                        |              | 見直し案     |                                    |
|                        | 基準の公表状況、公表方法 |          |                                    |
|                        | 見直し案         |          |                                    |
|                        | 民間委託等の検討     |          |                                    |
|                        | その他の見直し案     |          |                                    |

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

|                 |  |   |            |
|-----------------|--|---|------------|
| 法人名             | 日本スポーツ振興センター   | 府省名   | 文部科学省      |
| <b>(助成・給付型)</b> |  |   |            |
| 事務・事業の名称        | 災害共済給付業務・学校安全普及業務・食に関する普及充実業務・衛生管理に関する業務   |   |            |
| 事務・事業の内容        | <p><b>災害共済給付業務</b><br/>学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)の支給を行う。また、学校の管理下における児童生徒等の災害について、学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことによって、その価額の限度で学校の設置者の損害賠償責任を免れさせる制度を行っている。</p> <p><b>学校安全普及業務</b><br/>災害共済給付事業の実施を通じて得た災害・事事故例について、調査・分析することにより災害の傾向を把握し、その成果を資料等の作成・配布に活用するとともに、学校安全に関する実践研究、研究大会等の開催により学校安全を推進する業務を行っている。</p> <p><b>食に関する普及充実業務等</b><br/>児童生徒等を対象とした食に関する各種調査を通して得られる食に関する情報を分析し、資料等の作成、配布をするとともに、食に関する実践研究、研究大会等の開催により食に関する普及充実業務を行っている。また、学校給食における食中毒の発生を防止するため、衛生管理の指導者を派遣した実態調査やその分析、資料等の作成、配布をするとともに、衛生管理に関する講習会等を開催するなど、学校給食における衛生管理の徹底改善のための業務を行っている。</p>  |   |            |
| 国からの財政支出額       | 4,832,777  | 支出予算額   | 22,848,230 |
| 対19年度当初予算増減額    | 46,740   | 対19年度当初予算増減額  | 530,769    |
| 事業の廃止・縮小        | <p><b>災害共済給付業務</b><br/>我が国の学校安全を担う基本的な施策であることから、事業の廃止、縮小はできない。</p> <p><b>学校安全普及業務、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務</b><br/>学校安全普及業務、食に関する普及充実業務、衛生管理に関する業務については、災害共済給付事業が関連する事業に重点化を図る。</p> <p><b>学校安全研究推進事業の廃止</b><br/>学校安全研究推進事業は2年間の委嘱期間が終了する平成20年度をもって廃止する。</p> <p><b>学校安全優良校の表彰の廃止</b><br/>学校安全優良校の表彰は学校安全研究推進事業と同時に廃止する。</p> <p><b>学校安全研究大会の廃止</b><br/>学校安全研究大会は学校安全研究推進事業と同時に廃止する。</p> <p><b>心肺蘇生法実技講習会の廃止</b><br/>心肺蘇生法実技講習会は、平成19年度からAED(自動体外式除細動器)の操作講習も加え実施しているところであるが、AEDの操作講習を加えた講習会が全国一巡する平成21年度をもって廃止する。</p> <p><b>学校給食における学校・家庭・地域連携事業の廃止</b><br/>学校給食における学校・家庭・地域連携推進事業は2年間の委嘱期間が終了する平成20年度をもって廃止する。</p> <p><b>ごはんを中心とする食生活促進事業の廃止</b><br/>学校給食における食品検査強化のための検査機器貸与と事業の廃止<br/>児童生徒の食生活等実態調査、児童生徒の食事状況調査については調査内容を見直し、学校給食衛生管理指導者派遣・巡回指導事業、学校給食調理場衛生管理実態調査と統合<br/>食に関する中央講習会については講習カリキュラムの内容を見直し、学校給食衛生管理講習会、学校給食衛生指導者養成講習会、学校給食衛生管理指導者実務講習会と統合<br/>災害共済給付のデータを活用した調査・研究事業への重点化及び経費の削減<br/>災害共済給付業務の実施を通じて得た学校の管理下における事件・事故災害の情報は、学校安全の推進を図るに有効な資料となっていることから、学校関係者等のニーズに応えるべく、ホームページの充実などにより印刷経費の削減を図りつつ、事件・事故災害の防止のために様々な角度からの調査・研究及びその成果の普及を重点的に実施する</p> <p><b>衛生管理室の調理実習室及び講義室利用の有償化</b><br/><b>学校給食用食品等衛生検査事業の一部有償化</b><br/><b>機関誌・広報資料等の一部有償化</b></p> |   |            |
|                 | 理由   | <p><b>災害共済給付業務</b><br/>昨今、児童生徒等の安全・安心の確保が社会的な課題となっており、災害共済給付制度は学校の管理下における児童生徒等の災害に対し、必要な給付を行うことにより、児童生徒の救済を図るとともに、学校教育の円滑な実施に資するために必要な制度であり廃止・縮小はできない。</p> <p><b>学校安全普及業務</b><br/>学校安全の効果的な推進を図るため、センターの特質を生かした事業に重点化する。</p> <p><b>食に関する普及充実業務等</b><br/>災害共済給付事業とも関連する食の安全に関する業務に集約化・重点化することにより、経費の削減を図る。</p> |            |

化  
( )

|  |   |   |
|--|---|---|
| トータルコスト最小化への見直し                                | 欠損金が発生しうる場合の仕組の概要   | 災害共済給付業務<br>災害共済給付において収入は共済掛金、国庫補助金等であり、支出は医療費、障害見舞金、死亡見舞金等の給付金である。このため、給付金が収入である共済掛金、国庫補助金等を上回った場合は欠損金が発生する。   |
|  | 繰越欠損金の額 (H18年度末)  | 災害共済給付業務<br>128,934千円   |
|  | 発生理由 (H18年度)  | 災害共済給付業務<br>平成15年度末において、給付金が共済掛金等の収入を上回ったため繰越欠損金が発生した。  |
|  | 発生した場合の処理方針   | 災害共済給付業務<br>3年毎に収支を検証し、共済掛金を見直す。  |
|  | 繰越欠損金の推移  | 災害共済給付業務<br>平成15年度末に繰越欠損金が発生したため、平成17年度に共済掛金の改定を行った。この結果、繰越欠損金は平成19年度末に解消する見込みである。<br>繰越欠損金額<br>平成15年度 692,976千円 平成16年度 2,274,342千円 平成17年度 558,572千円 平成18年度 128,934千円 |
|  | 見直し案  | なし  |
| 成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し | 平成17年度に導入した災害共済給付オンライン請求システムは、学校、学校の設置者の事務の省力化・簡素化を図り、迅速な給付を行うため、インターネットにより給付を請求するシステムであり、今後、システムの利用を促進させ、学校等の利便性の向上を図る。(平成18年度利用率66.2%)<br>あわせて、現在、システムによらずに申請されている事案については、センターにおいて経過措置として審査システムへの入力作業を業務補助者が行っているところであり、システム利用の促進によりあわせて当該費用の削減を図る。 |   |

|                  |           |  |
|------------------|-----------|--|
| 事業効果 (事前、事後) ( ) | 実施状況      | (災害共済給付業務)<br>災害共済給付審査委員会、支所審査専門委員会等の意見を聴きつつ給付を行うとともに、審査手続きの改善のため関係者との協議を随時行い、見直しを行っている。<br>(学校安全普及業務・食に関する普及充実業務等)<br>業務検討委員会において事業評価を行い、見直しを行っている。 |
|                  | 見直し案      | なし   |
|                  | 公表状況・公表方法 | 災害共済給付の支給状況や学校安全普及業務等については、機関誌やホームページ等で適宜公開している。   |
|                  | 見直し案      | なし   |

|             |              |                                       |   |
|-------------|--------------|---------------------------------------|---|
| 助成・給付基準 ( ) | 基準の概要        | 基準の名称・根拠                              | 災害共済給付業務<br>独立行政法人日本スポーツ振興センター法令、業務方法書、諸規程等 |
|             |              | 対象者の要件                                | 災害共済給付業務<br>学校及び保育所の児童生徒等                   |
|             |              | 金額の算定方法                               | 災害共済給付業務<br>独立行政法人日本スポーツ振興センター法令に基づき算定      |
|             |              | 見直し案                                  | なし  |
|             | 基準の公表状況、公表方法 | 法令、業務方法書、規程等については学校の設置者に通知及びホームページで公表 |   |
|             | 見直し案         | なし                                    |   |
|             | 民間委託等の検討     | 我が国の学校安全を担う基本的施策であることから、民間委託には適さない。   |   |
|             | その他の見直し案     | なし                                    |   |

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 3.資産債務型

(単位:千円)

|                    |  |              |           |
|--------------------|--|--------------|-----------|
| 法人名                | 日本スポーツ振興センター   | 府省名          | 文部科学省     |
| 資産との関連を有する事務・事業の名称 | スポーツ施設の運営・提供等に関する業務  |              |           |
| 資産との関連を有する事務・事業の内容 | <p>スポーツの普及・振興を図るため、ナショナルスタジアムとして高水準な施設・設備を維持した上で、「トップレベルの競技者等の活動の場」、広く国民の「見るスポーツの場」として、国際的、全国的な各種スポーツ大会等に対して提供を行い、スポーツ施設の適切かつ効率的な運営を行うとともに、所有するテニス場、室内水泳場、トレーニングセンター等の附属のスポーツ施設を広く団体や個人に公開したり、各種スポーツ教室を開催するほか、スポーツに関する調査研究並びに資料の収集及び提供などの事業を行う。</p>  |              |           |
| 国からの財政支出額          | 2,025,223  | 支出予算額        | 2,837,218 |
| 対19年度当初予算増減額       | 1,378,288  | 対19年度当初予算増減額 | 1,369,818 |
|                    | <p><b>国立競技場の管理運営業務の効率的な実施</b><br/>我が国の競技力向上を図る観点に立ち、センターが自ら企画・実施する必要があることから、年間事業計画策定及び利用促進業務、施設管理者としての指導監督業務、施設整備計画の企画・立案などの基幹的な業務については、引き続き、効率的かつ効果的に業務を遂行する。<br/>基幹的業務以外の、施設の清掃・警備、電気・機械の保守管理など既に外部委託を実施している業務についても、低コストかつ高品質のサービスの提供に留意しつつ、仕様書の見直し等外部委託をさらに徹底する。</p> <p><b>施設利用料の見直し、文化的行事への利用拡大及び園地の活用による自己収入の増加</b><br/>受益者負担の適正化の観点から、施設利用料の水準について見直しの検討を行う。また、国際的・全国的なスポーツ大会等の利用促進に努めるとともに、スポーツ利用のない期間に文化的行事への利用拡大を図ることにより、自己収入の増加に努める。さらに、施設の有効利用の観点から代々木競技場の園地の利用を促進する。</p> |              |           |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

| 府省名： 文部科学省 |              | 独立行政法人名： 独) 日本スポーツ振興センター |                   |      |    |             |            |
|------------|--------------|--------------------------|-------------------|------|----|-------------|------------|
| No.        | 施設名等         | 所在地                      |                   | 合同形態 | 敷地 | 敷地面積<br>(㎡) | 建面積<br>(㎡) |
|            |              | 区分                       |                   |      |    |             |            |
| 1          | 本部事務所        | 2                        | 東京都新宿区霞ヶ丘町10-1    | 1    | 1  | 2,015       | 903        |
| 2          | 国立霞ヶ丘競技場     | 2                        | 東京都新宿区霞ヶ丘町10-2    | 1    | 1  | 71,943      | 51,253     |
| 3          | テニスコート       | 2                        | 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1     | 1    | 1  | 12,508      | 607        |
| 4          | ラグビー場        | 1                        | 東京都港区北青山2-8-35    | 1    | 1  | 35,459      | 24,846     |
| 5          | 国立代々木競技場     | 2                        | 東京都渋谷区神南2-1-1     | 1    | 1  | 91,022      | 10,020     |
| 6          | 国立スポーツ科学センター | 2                        | 東京都北区西が丘3-15-1    | 1    | 4  | 68,998      | 20,450     |
| 7          | 戸田艇庫         | 3                        | 埼玉県戸田市戸田公園4-9     | 1    | 7  | 3,606       | 2,043      |
| 8          | 衛生管理室        | 2                        | 東京都杉並区阿佐谷北3-29-12 | 1    | 1  | 827         | 324        |
| 9          | 南長崎宿舎        | 2                        | 東京都豊島区南長崎4-38-10  | 1    | 1  | 255         | 142        |
| 10         | 習志野宿舎        | 3                        | 千葉県習志野市泉町2-6-11   | 1    | 1  | 1,015       | 154        |
| 11         | 小平宿舎         | 3                        | 東京都小平市小川東町1-30-25 | 1    | 1  | 820         | 284        |
| 12         | 所沢宿舎         | 3                        | 埼玉県所沢市榎町9-10      | 1    | 1  | 350         | 157        |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |
|            |              |                          |                   |      |    |             |            |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

| No. | 延面積<br>(㎡) | 建築年次 | 建築年次 | 経年  | 経年  | 耐用年数 | 階層       | 法規制   |      |      | 利用率  |
|-----|------------|------|------|-----|-----|------|----------|---|------|------|------|
|     |            | (新)  | (古)  | (新) | (古) |      |          | 用途地域  | 建ぺい率 | 容積率  |      |
| 1   | 4,442      | 1993 |      | 13  |     | 50   | 地下2階地上4階 | 都市計画公園・第二種中高層住居専用地域・準防火地域・第一種文教地区・第二種風致地区・第二種高度地区       | 40%  | 200% | 110% |
| 2   | 69,118     | 1958 |      | 48  |     | 50   | 地上5階     | 都市計画公園・第二種中高層住居専用地域・準防火地域・第一種文教地区・第二種風致地区・第二種高度地区       | 40%  | 200% | 48%  |
| 3   | 828        | 1983 | 1967 | 23  | 39  | 50   | 地上2階     | 都市計画公園・市街化区域・第一種中高層住居専用地域・準防火地域・第三種高度地区・第二種風致地区・第一種文教地区 | 40%  | 300% | 2%   |
| 4   | 32,263     | 1988 | 1976 | 18  | 30  | 38   | 地上3階     | 都市計画公園・第二種住居地域・準防火地域・第一種文教地区・第二種風致地区                    | 40%  | 200% | 45%  |
| 5   | 35,701     | 1964 |      | 42  |     | 47   | 地下2階地上2階 | 都市計画公園・第二種中高層住居専用地域・準防火地域・第二種高度地区・第二種風致地区               | 40%  | 200% | 20%  |
| 6   | 44,736     | 2001 | 1972 | 5   | 34  | 50   | 地下2階地上7階 | 市街化区域・第二種住居地域・準防火地域・第二種高度地区                             | 60%  | 200% | 32%  |
| 7   | 3,869      | 1964 |      | 42  |     | 39   | 地上2階     | 都市計画公園  | 70%  | 300% | 36%  |
| 8   | 690        | 1978 | 1973 | 28  | 33  | 50   | 地上3階     | 市街化区域・第一種低層住居専用地域                                       | 50%  | 100% | 83%  |
| 9   | 374        | 1997 |      | 9   |     | 47   | 地上3階     | 市街化区域・第一種中高層住居専用地域・準防火地域・第二種高度地区                        | 60%  | 200% | 73%  |
| 10  | 462        | 1971 |      | 35  |     | 47   | 地上3階     | 市街化区域・第一種中高層住居専用地域                                      | 60%  | 200% | 23%  |
| 11  | 751        | 1982 | 1976 | 24  | 30  | 47   | 地上3階     | 市街化区域・第一種中高層住居専用地域・準防火地域・第二種高度地区                        | 60%  | 200% | 46%  |
| 12  | 404        | 1971 |      | 35  |     | 47   | 地上3階     | 市街化区域・第一種中高層住居専用地域                                      | 60%  | 200% | 58%  |
|     |            |      |      |     |     |      |          |   |      |      |      |
|     |            |      |      |     |     |      |          |   |      |      |      |
|     |            |      |      |     |     |      |          |   |      |      |      |
|     |            |      |      |     |     |      |          |   |      |      |      |
|     |            |      |      |     |     |      |          |   |      |      |      |
|     |            |      |      |     |     |      |          |   |      |      |      |
|     |            |      |      |     |     |      |          |   |      |      |      |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

| No. | 合築等 | B / S 価格(百万円) |        |        |     | 正面路線<br>価(千円) | 用途    | 保有目的  | 隣接庁舎名 | 耐震 |
|-----|-----|---------------|--------|--------|-----|---------------|-------|---|-------|----|
|     |     | 計             | 土地     | 建物     | その他 |               |       |   |       |    |
| 1   |     | 1,280         |        | 1,266  | 14  | 580           | 1     | 1(スポーツ振興のための助成業務、スポーツ振興投票業務、災害共済給付業務・学校安全普及業務、食の安全に関する普及充実業務) |       |    |
| 2   |     | 42,947        | 37,700 | 4,572  | 675 | 580           | 1/9   | 1(スポーツ施設の運営・提供等に関する業務)  |       |    |
| 3   |     | 8,197         | 8,112  | 55     | 30  | 860           | 9     | 1(スポーツ施設の運営・提供等に関する業務)  |       |    |
| 4   |     | 25,718        | 23,864 | 1,772  | 82  | 1,020         | 9     | 1(スポーツ施設の運営・提供等に関する業務)  |       |    |
| 5   |     | 53,521        | 47,600 | 5,739  | 182 | 1,470         | 1/9   | 1(スポーツ施設の運営・提供等に関する業務)  |       |    |
| 6   |     | 30,239        | 12,000 | 17,965 | 274 | 300           | 1/5/9 | 1(スポーツ施設の運営・提供等に関する業務、国際競技力向上のための研究・支援業務)                     |       |    |
| 7   |     | 35            |        | 35     |     | 125           | 9     | 1(スポーツ施設の運営・提供等に関する業務)  |       |    |
| 8   |     | 334           | 302    | 30     | 2   | 350           | 1/4   | 1(食の安全に関する普及充実業務)   |       |    |
| 9   |     | 153           | 93     | 59     | 1   | 310           | 8     | 2(職員宿舎)   |       |    |
| 10  |     | 120           | 111    | 9      |     | 100           | 8     | 2(職員宿舎)   |       |    |
| 11  |     | 196           | 161    | 35     |     | 165           | 8     | 2(職員宿舎)   |       |    |
| 12  |     | 79            | 67     | 10     | 2   | 130           | 8     | 2(職員宿舎)   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |
|     |     |               |        |        |     |               |       |   |       |    |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|   |                 |     |       |       |
|---|-----------------|-----|-------|-------|
| 法人名   | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名   | 文部科学省 |
|   | 1               | 施設名 | 本部事務所 | 用途    |
| 1(総務財務、健康安全事業及びスポーツ振興助成・投票事業に係る事務所)   |                 |     |       |       |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。<br/>         当該施設の区域は都市計画公園及び風致地区に指定されていることから、新規に建築可能な建物は、公園施設と同種又はそれに類似し公園の性格に適合するものに限定され、また建物の形状も高さ15m以内とされる等の厳しい制約がある。</p>                                  |                 |     |       |       |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設に勤務している職員数は、平成15年10月1日時点の134人に対して平成19年3月31日時点で168人と推移しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、スポーツ振興のための助成業務、スポーツ振興投票業務、災害共済給付業務等、及び法人管理(総務財務)の実施のための事務所施設は必要であり、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p> |                 |     |       |       |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|  |                 |     |          |       |                      |
|--|-----------------|-----|----------|-------|----------------------|
| 法人名  | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名      | 文部科学省 |                      |
|  | 2               | 施設名 | 国立霞ヶ丘競技場 | 用途    | 9(スポーツ施設:陸上競技場及び球技場) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。<br/>         当該施設の区域は都市計画公園及び風致地区に指定されていることから、新規に建築可能な建物は、公園施設と同種又はそれに類似し公園の性格に適合するものに限定され、また建物の形状も高さ15m以内とされる等の厳しい制約がある。</p>   |                 |     |          |       |                      |
| <p>売却する場合、売却予定時期 :</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設の稼働日数は、平成15年度(独法化時)の120日に対して平成18年度で144日と増加しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、スポーツの普及・振興を図る上で、「トップレベルの競技者等の活動の場」、広く国民の「見るスポーツの場」として、国際的、全国的な各種スポーツ大会等に対して提供を行う必要があるため、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p> |                 |     |          |       |                      |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|  |                 |     |      |       |                |
|--|-----------------|-----|------|-------|----------------|
| 法人名  | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名  | 文部科学省 |                |
|  | 3               | 施設名 | テニス場 | 用途    | 9(スポーツ施設:テニス場) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。<br/>         当該施設の区域は都市計画公園及び風致地区に指定されていることから、新規に建築可能な建物は、公園施設と同種又はそれに類似し公園の性格に適合するものに限定され、また建物の形状も高さ15m以内とされる等の厳しい制約がある。</p>             |                 |     |      |       |                |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設の利用者数は、平成15年度（独法化時）の52,226人に対して平成18年度で50,395人と堅調に推移しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、テニス競技の普及・振興を図る上で、国民が自らスポーツを行う場として施設を提供する必要があるため、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p> |                 |     |      |       |                |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|   |                 |     |       |       |                 |
|---|-----------------|-----|-------|-------|-----------------|
| 法人名   | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名   | 文部科学省 |                 |
|   | 4               | 施設名 | ラグビー場 | 用途    | 9(スポーツ施設:ラグビー場) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。<br/>         当該施設の区域は都市計画公園及び風致地区に指定されていることから、新規に建築可能な建物は、公園施設と同種又はそれに類似し公園の性格に適合するものに限定され、また建物の形状も高さ15m以内とされる等の厳しい制約がある。</p>  |                 |     |       |       |                 |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設の利用日数は、平成15年度（独法化時）の75日に対して平成18年度で80日と増加しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、スポーツの普及・振興を図る上で、「トップレベルの競技者等の活動の場」、広く国民の「見るスポーツの場」として、国際的、全国的な各種スポーツ大会等に対して提供を行う必要があるため、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p> |                 |     |       |       |                 |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|  |                 |     |          |       |               |
|--|-----------------|-----|----------|-------|---------------|
| 法人名  | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名      | 文部科学省 |               |
|  | 5               | 施設名 | 国立代々木競技場 | 用途    | 9(スポーツ施設:体育館) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。<br/>         当該施設の区域は都市計画公園及び風致地区に指定されていることから、新規に建築可能な建物は、公園施設と同種又はそれに類似し公園の性格に適合するものに限定され、また建物の形状も高さ15m以内とされる等の厳しい制約がある。</p>   |                 |     |          |       |               |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設の稼働日数は、平成15年度（独法化時）と平成18年度とを比較すると、18年度はアスベスト除去工事に伴う休業期間により減少しているが、第一体育館244日 205日（休業3ヶ月）・第二体育館321日 103日（休業8ヶ月）と堅調に推移しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、スポーツの普及・振興を図る上で、「トップレベルの競技者等の活動の場」、広く国民の「見るスポーツの場」として、国際的、全国的な各種スポーツ大会等に対して提供を行う必要があるため、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p> |                 |     |          |       |               |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|   |                 |     |              |       |   |
|---|-----------------|-----|--------------|-------|---|
| 法人名   | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名          | 文部科学省 |   |
|   | 6               | 施設名 | 国立スポーツ科学センター | 用途    | 5(国際競技所区向上のための研究施設)・9(スポーツ施設:トレーニング施設及びサッカー場) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。</p>  |                 |     |              |       |   |
| <p>売却する場合、売却予定時期 :</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設の利用状況は、平成15年度(独法化時)と平成18年度を比較した場合、トレーニング室部分利用者数:84,663人 80,646人、TSCチェック利用者数:1,330人 1,704人、医療関係部分利用者数:9,878件 9,743件、宿泊部分利用者数:18,665人 19,161人、サッカー場利用日数:91日 83日と堅調に推移しており、また、事務及び研究職員数(契約研究員含)についても、平成15年10月1日時点の38人に対して平成19年3月31日時点で45人と推移しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、国際競技力の向上を図る上で、スポーツ科学・医学・情報分野の研究の中核機関として、実践的な研究とトレーニング環境を提供する必要があるため、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p> |                 |     |              |       |   |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|  |                 |     |      |       |             |
|--|-----------------|-----|------|-------|-------------|
| 法人名  | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名  | 文部科学省 |             |
|  | 7               | 施設名 | 戸田艇庫 | 用途    | 9(艇庫及び宿泊施設) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。<br/>         当該施設の用地は財団法人日本ボート協会から、現行の用途にて使用することを前提に借り受けているものである。<br/>         さらに、当該施設の区域は都市計画公園に指定されていることから、新規に建築可能な建物は公園施設と同種又はそれに類似し公園の性格に適合するものに限定される。</p> |                 |     |      |       |             |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設の利用者数は、平成15年度（独法化時）の13,979人に対して平成18年度で12,897人と堅調に推移しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、ボート競技の普及・振興を図る上で、国民が自らスポーツを行う場として施設を提供する必要があるため、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p>                       |                 |     |      |       |             |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|   |                 |     |       |       |           |
|---|-----------------|-----|-------|-------|-----------|
| 法人名   | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名   | 文部科学省 |           |
|   | 8               | 施設名 | 衛生管理室 | 用途    | 4(衛生管理施設) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの現行業務を実施するのに必要であるため、売却等処分はできない。</p>  |                 |     |       |       |           |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設での検査回数は、平成15年度（独法化時）の1,725件に対して平成18年度で1,654件と堅調に推移しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、学校給食における衛生管理の徹底及び食の安全を確保する上で、衛生管理業務を行う必要があるため、センター自ら保有することが、効率的かつ合理的である。</p> |                 |     |       |       |           |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|   |                 |       |     |         |
|---|-----------------|-------|-----|---------|
| 法人名   | 独) 日本スポーツ振興センター |       | 府省名 | 文部科学省   |
| 9   | 施設名             | 南長崎宿舎 | 用途  | 8(職員宿舎) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの福利厚生策としての職員宿舎の整備が必要であるため、売却等処分はできない。</p>  |                 |       |     |         |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設(全12戸)の入居者数は、平成15年度(独法化時)現在の12戸に対して平成18年度には10戸と堅調に推移しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、当センターは全国6ヶ所に支所を有しており、本部を含めた組織全体としての効果的な人事政策を行うことが必要不可欠である。そのための広域異動に伴い、法人の福利厚生策としての職員宿舎の整備が不可欠である。</p> |                 |       |     |         |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|   |                 |     |       |       |         |
|---|-----------------|-----|-------|-------|---------|
| 法人名   | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名   | 文部科学省 |         |
|   | 10              | 施設名 | 習志野宿舎 | 用途    | 8(職員宿舎) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>当該施設は現在入居者がいないことから、売却を検討。</p> |                 |     |       |       |         |
| <p>売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p>           |                 |     |       |       |         |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|   |                 |     |      |       |         |
|---|-----------------|-----|------|-------|---------|
| 法人名   | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名  | 文部科学省 |         |
|   | 11              | 施設名 | 小平宿舎 | 用途    | 8(職員宿舎) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>引き続き、センターの福利厚生策としての職員宿舎の整備が必要であるため、売却等処分はできない。</p>  |                 |     |      |       |         |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該施設(全11戸)の入居者数は、平成15年度(独法化時)現在の7戸に対して平成18年度には11戸と増加しており、利用度による売却等処分の必要性は見出せない。また、当センターは全国6ヶ所に支所を有しており、本部を含めた組織全体としての効果的な人事政策を行うことが必要不可欠である。そのための広域異動に伴い、法人の福利厚生策としての職員宿舎の整備が不可欠である。</p> |                 |     |      |       |         |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

|  |                 |     |      |       |
|--|-----------------|-----|------|-------|
| 法人名  | 独) 日本スポーツ振興センター |     | 府省名  | 文部科学省 |
|  | 12              | 施設名 | 所沢宿舍 | 用途    |
| 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性<br>当該施設は現在入居者がいないことから、売却を検討。 |                 |     |      |       |
| 売却する場合、売却予定時期 : 平成20年度<br>自らの保有が必要不可欠な理由           |                 |     |      |       |

金融資産の処分に係わる具体的措置(その )

| 法人名                       | 独) 日本スポーツ振興センター | 府省名        | 文部科学省                       |
|---------------------------|-----------------|------------|-----------------------------|
| 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額) |                 |            |                             |
| A                         | 合計              | 46,002 百万円 | 内 貸付金 : 百万円<br>内 割賦債権 : 百万円 |
| B                         | 現金及び預金          | 14,824 百万円 |                             |
| C                         | 有価証券            | 300 百万円    |                             |
| D                         | 受取手形            | 百万円        | 内 貸付金 : 百万円                 |
| E                         | 売掛金及び未収金        | 1,934 百万円  | 内 割賦債権 : 百万円                |
| F                         | 投資有価証券          | 28,944 百万円 |                             |
| G                         | 関係会社            | 百万円        | … 関係会社株式                    |
| H                         | 関係会社            | 百万円        | … その他の関係会社有価証券              |
| I                         | 長期貸付金           | 百万円        | … J・K以外の長期貸付金               |
| J                         | 長期貸付金           | 百万円        | … 役員又は職員に対するもの              |
| K                         | 長期貸付金           | 百万円        | … 関係法人に対するもの                |
| L                         | 破綻債権等           | 百万円        | 内 貸付金 : 百万円<br>内 割賦債権 : 百万円 |
| M                         | 積立金             | 百万円        |                             |
| N                         | 出資金             | 百万円        |                             |

金融資産の処分に係わる具体的措置(その )

| 法人名  | 独) 日本スポーツ振興センター | 府省名 | 文部科学省 |
|--|-----------------|-----|-------|
| <p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>売掛金(245百万円)は、児童生徒等の健康保持増進に寄与するため、学校給食用脱脂粉乳を都道府県学校給食会に供給する事業を行ったことにより発生したものである。この事業は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第6条第1項の政令で定める日を定める政令(政令49号)により、平成18年3月31日をもって終了した。</p> <p>未収金は、スポーツ振興くじ「toto」の発売に伴う未収入金(1,156百万円)、施設費の未収入金(404百万円)、国立競技場の運営に係る未収入金(13百万円)及び国立スポーツ科学センターの運営に係る未収入金(11百万円)等である。</p> |                 |     |       |
| <p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>該当なし</p>   |                 |     |       |
| <p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当なし</p>  |                 |     |       |
| <p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>通常の業務活動により発生する売掛金(平成18年3月31日をもって事業を終了)及び未収金については適正と考えられる。</p>  |                 |     |       |

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 4. 研究開発型

(単位:千円)

|                    |  |                       |   |       |
|--------------------|--|-----------------------|---|-------|
| 法人名                | 日本スポーツ振興センター   |                       | 府省名   | 文部科学省 |
| 事務・事業(研究開発課題)の名称   | 国際競技力向上のための研究・支援業務   |                       |   |       |
| 事務・事業(研究開発課題)の内容   | <p>国立スポーツ科学センター(JISS)は、スポーツ科学・医学・情報分野の研究の中核機関として、「スポーツ振興基本計画(平成12年9月文部省策定)」に掲げる「国際競技大会で活躍できる競技者の育成・強化」という政策目標の達成に向けて、JOC、NF、スポーツ関係機関等と連携して調査研究を推進するとともに、その成果を活用して、我が国のトップレベルの競技者及びチーム、指導者等の国際競技力向上を支援する業務を行っている。</p> <p>また、現在、JISSの隣接地に、トップレベルの競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うため、屋外・屋内トレーニング施設、屋内テニスコート、宿泊施設等からなる「ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設(仮称)」(NTC)の整備を進めており(屋外トレーニング施設については、既に平成19年1月から供用開始)全施設完成後は、研究・支援機関であるJISSとの連携の下、スポーツ科学・医学・情報を取り入れた効果的なトレーニングを行うことにより、我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力の総合的な向上が期待されている。</p> |                       |   |       |
| 国からの財政支出額          | 6,268,590  | 支出予算額                 | 8,457,154   |       |
| 対19年度当初予算増減額       | 4,524,337  | 対19年度当初予算増減額          | 4,944,128   |       |
| 重要度の低い研究開発事業の検討( ) | 国の研究の大枠との関係  | 長期戦略指針「イノベーション25」     | -   |       |
|                    |  | 第3期科学技術基本計画           | -   |       |
|                    |  | その他の方針                | JISSは、「スポーツ振興基本計画(平成12年9月文部省策定)」に掲げる国の政策目標の達成に向けて、トップレベル競技者等の国際競技力の向上に向けた活動に対し、スポーツ科学・医学・情報分野の中核的な機関として、各側面から計画的・総合的及び継続的な支援を実施している。また、同計画に基づき、現在整備中であるナショナルレベルの本格的なトレーニング拠点の運営準備等に当たっている。  |       |
|                    |  | 重要度の低い研究開発事業の廃止・縮小の検討 | JISSは、我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力向上を図るため、スポーツ科学・医学・情報の分野から研究及び支援を行う我が国の中核機関として、開所以来、重要な役割を果たしてきている。今後も、「スポーツ振興基本計画」等に掲げる政策目標の達成に向けて、JOC、NF、スポーツ関係機関等と連携し、ニーズの把握と様々な情報を的確に捉え、課題別研究テーマの見直しやプロジェクトの重点化を図るなど、効果的かつ効率的な研究・支援業務を継続して実施することが必要である。また、現在整備中であるNTCと連携・協力し、一体的に機能させることにより、高度な科学的トレーニング環境を備えた、我が国のナショナルレベルのトレーニングの中核拠点施設としての実質的な役割を果たすためにも、JISSの事務・事業体制の充実を図ることが必要不可欠である。 |       |
| 他の研究機関との比較( )      | 他の機関との比較などを通じた成果の検証  |                       | JISSは、我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力向上を図るため、スポーツ科学・医学・情報の分野から研究及び支援を行う我が国唯一の研究・支援機関であるとともに、現在整備中であるNTCと連携・協力し、一体的に機能させることにより、高度な科学的トレーニング環境を備えた、実質的に我が国のナショナルレベルのトレーニングの中核拠点施設とするために重要な役割を担うこととなる。したがって、他の機関との比較を通じた成果の検証は困難である。  |       |
|                    | 他の機関において代替可能であったり、成果が十分でない研究開発事業の廃止・縮小の検討  |                       | 他に類似の業務・事業を行っている機関はなく、代替不可能である。   |       |
| マネジメントの充実( )       | 現状   |                       | 国際競技力向上のための研究・支援業務の推進方策、計画、進捗状況及び成果についての点検・評価を行うため、JISS自己評価委員会を定期的に開催するとともに、外部の有識者で構成するJISS業績評価委員会において、事前及び事後評価を実施し、評価結果を各年度の事業計画に反映させるなど、適切な事業運営を行っている。  |       |
|                    | 見直し案   |                       | 法人内部の評価委員会及び外部の有識者で構成する評価委員会による評価の強化を図り、その評価結果を各年度の事業計画に適切に反映させるなど、より一層、効果的かつ効率的な事業運営を行う。   |       |

|                       |         |   |         |    |  |
|-----------------------|---------|---|---------|----|--|
| 随意契約の見直し              | 見直し方針   | 仕様書の見直しを積極的に行い、国における随意契約の見直しの取組みを踏まえ、一般競争入札のより一層の導入、拡大を図る。  |         |    |  |
| 事業効果の対外的説明を通じた事業の透明性  | 現状      | 国際競技力向上のための研究・支援業務の成果については、事業年度ごとに外部の有識者で構成するJISS業績評価委員会において、事業の実績報告を行い、事業実施の事後に適切な外部評価を実施している。また、事業年度ごとに「年報」を作成し、当該年度の事業報告を実施している。研究成果については、競技者、指導者、研究者等を対象とした国際的又は全国的な研究・研修会（シンポジウム、セミナー等）を開催するとともに、JOC及びNFが主催する研修会等に研究員を積極的に派遣するなど、研究成果の普及を行っている。また、研究成果や収集により得られた情報のうち、一般に公開すべき情報については、学会誌等への掲載やインターネット等情報通信技術を活用した情報発信体制により、情報の提供を行っている。 |         |    |  |
|                       | 見直し案    | 研究・支援業務で得られた研究成果等については、国内外の学会誌等への掲載を行うとともに、会議、シンポジウム、研究会において積極的に広く成果の普及に努める。また、一般に公開すべき情報については、インターネットを活用しより迅速に情報提供を行う。   |         |    |  |
| 自己収入の増収               | 自己収入の内容 |   |         |    |  |
|                       | 共同研究資金  | 財源<br>(金額)  | 0       | 概要 |  |
|                       | 利用料     | 財源<br>(金額)  | 362,394 | 概要 | スポーツ施設(シンクロナイズドスイミングプール他17スポーツ施設)の利用、スポーツ施設の利用に付随する利用又はスポーツ施設を活用する利用及び事業(トータルスポーツクリニック及びスポーツ診療)の利用 |
|                       | 寄附金     | 財源<br>(金額)  | 1,000   | 概要 | (財)ミズノスポーツ振興会  |
|                       | 知的財産権   | 財源<br>(金額)  | 0       | 概要 |  |
|                       | 技術指導料   | 財源<br>(金額)  | 0       | 概要 |  |
|                       | その他     | 財源<br>(金額)  | 30,663  | 概要 | 受託研究費(総務省)、科学研究費補助金及び民間団体の研究助成金  |
|                       | 計       | 財源<br>(金額)  | 394,057 |    |  |
|                       | 見直し案    | 積極的に競争的資金等外部資金の獲得に努めるとともに、NTCに係る命名権の導入を検討する。  |         |    |  |
| 補助・取引等の資金の流れに係る透明性の確保 | 現状      | 契約に係る取引の内容については、国の公表内容に準じて、センターのホームページに掲載し広く国民に公開し、透明性の確保に努めている。  |         |    |  |
|                       | 見直し案    | 契約に係る取引内容の情報公開については、これまで同様に国の取組みを踏まえ、センターのホームページ等に掲載し広く国民に公開するなど、より一層透明性の確保に努める。  |         |    |  |
| 無駄な取引の排除や経費削減         | 現状      | 随意契約の見直しを行い、一般競争入札の導入を図るなど、無駄な取引の排除や経費削減に積極的に努めている。   |         |    |  |
|                       | 見直し案    | 一般競争入札の原則に基づき、現在随意契約を行っているものについて一般競争入札の適用が可能か否かの検証を厳密に行い、一般競争入札が可能なものについてはこれを適用するなど、一般競争入札の導入を徹底する。   |         |    |  |